

令和3年 第2回
茨城県南水道企業団議会
定例会会議録

(令和3年7月16日)

茨城県南水道企業団議会

令和3年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録

令和3年7月16日（金） 午後1時30分 開 会

議事日程

- 日 程 第 1. 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2. 会期決定の件
- 日 程 第 3. 議案第 2 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 3 号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について
- 報告第 1 号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算書の報告について
- 報告第 2 号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 3 号 地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告について
- 日 程 第 4. 議案第 1 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日 程 第 5. 請願第 1 号 水道料金の値上げをしないことを求める請願書について
- 日 程 第 6. 一般質問
-

出席議員	1番	大越勇一	議員
	2番	若泉昌寿	議員
	3番	鈴木勝利	議員
	4番	北島登	議員
	5番	杉森弘之	議員
	6番	柳井哲也	議員
	7番	久米原孝子	議員
	8番	石引礼穂	議員
	9番	椎塚俊裕	議員
	10番	伊藤悦子	議員
	11番	根岸裕美子	議員
	12番	岩澤信	議員
	13番	染谷和博	議員

14番 佐藤隆治議員

欠席議員

なし

説明のための出席者

藤 井 信 吾	企 業 長
中 山 一 生	副 企 業 長
根 本 洋 治	副 企 業 長
佐々木 喜 章	副 企 業 長
石 橋 大 輔	代 表 監 査 委 員
秋 田 浩 樹	事 務 所 長
野 友 省 男	次 長
山 下 聡	経 営 企 画 課 長
腰 塚 信 行	業 務 課 長
川 井 克 治	給 水 課 長
本 多 裕 之	施 設 課 長
山 本 信 之	会 計 課 長
倉 島 正 彦	配 水 課 長

茨城県南水道企業団議会事務局

小 嶋 哲 夫	局 長
平 野 恵 美	書 記
谷 田 昇 明	書 記

令和3年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- 議案第 1 号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号 令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について
議案第 3 号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分に
ついて

令和3年第2回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

議員	質問の要旨
1 伊藤 悦子	<p>1 議案第3号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 浄水費について 令和2年度決算における契約水量と使用実績の差について 水量、金額</p> <p>(2) 45ページ 営業用料金は昨年度より約5,700万円減の理由と今後の取り組みについて</p> <p>(3) 47ページ 営業費用、委託料47ページ昨年度より約4,700万円の増の理由は</p> <p>(4) 54ページ 固定資産購入費 昨年度より約1,200万円増について公用車購入代の内容について</p> <p>(5) 令和2年度における、鉛管、石綿管の改修実績と残数について、今後の取り組みについて</p>
2 北島 登	<p>1 議案第3号 企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について</p> <p>(1) 国庫補助金の対象になった案件と金額</p>
3 染谷 和博	<p>1 議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) 給水加入金収益の減少、減価償却費及び企業債利息の支出収支の圧迫、施設更新のための財源が不足、企業債残高の過去最大の水準などがあり今回の値上げに至った。値上げを行わなかった場合、どのような状況になるか。</p> <p>(2) 茨城県との契約水量の見直し、国に施設の更新などへの補助率を上げるなどが実現した場合は、値上げ幅は抑えられるか。</p>
4 伊藤 悦子	<p>2 議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) 「今でも高い」といわれる料金値上げの理由について</p> <p>(2) 料金値上げの具体的内容について</p> <p>①料金設定を口径別にした理由と値上げ金額は 口径20ミリで単身者の利用としての7 m³、平均使用量と言う16m³</p>

	<p>の料金と値上げ金額はいくらですか。</p> <p>②利用者が受ける影響への認識について</p> <p>③コロナ禍での減免について</p> <p>(3) 『料金値上げ』の利用者への説明はどうしましたか</p> <p>①利用者説明会はどのように行われましたか。</p> <p>②利用者への説明は2回のみですか。関係各市・町で行うべきですが、行わなかった理由は何ですか。</p> <p>③今後、利用者への説明はどうしますか。</p>
5 北島 登	<p>2 議案第1号 企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) 老朽化施設更新工事</p> <p>①管路の更新率を1%とした根拠</p> <p>②将来にわたって1%とするのか</p> <p>(2) 口径別料金体系</p> <p>①用途別から変えた理由</p> <p>②答申の案との違いがあるのはなぜか</p>

一 般 質 問

議 員	質 問 の 要 旨
1 杉森 弘之	<p>1 配水管路・施設の更新 (1) 長期に配水管路・施設の更新が遅れた理由・背景</p> <p>2 水道料金の長期据え置き (1) 長期に水道料金を据え置き、財政圧迫を招いた理由・背景</p> <p>3 検針・集金の隔月化 (1) 県内で毎月検針・集金をしている事業団の数・割合 (2) 検針費用額と水道事業経費に占める割合、隔月にした場合の削減効果 (3) 集金費用額と水道事業経費に占める割合、隔月にした場合の削減効果 (4) 水道料金の値上げを企図しながら、支出削減の努力を怠る理由 (5) 検針を隔月に、集金を毎月にした場合の削減効果</p> <p>4 コロナ禍への対応 (1) 水道料金の値上げを検討してきた過程でのコロナ禍への対応・配慮 (2) 現行の水道料金への減免制度の内容・状況 (3) まず、考慮すべきは市民の負担の増加ではなく軽減ではないか。23%という数字の意味を考えたのか。 (4) 水道事業の逼迫化を考慮しても、コロナ禍で困窮する市民に対する負担増は極力減らし、その後調整すべきではないか</p> <p>5 水道料金の改定周期 (1) 水道事業を取り巻く環境の急激な変化は、5年周期の水道料金改定では対応できないのではないかと (2) 水道事業に係る補助事業、県水からの受水契約量と料金等の動向</p>
2 根岸裕美子	<p>1 国庫補助金を最大限に活用するための方策について (1) 令和3年度予算 国庫補助金122,340千円の内訳 (2) 令和3年度国庫補助金について構成団体から地方公営企業繰出金</p>

	<p>を受けることのできる金額、およびそのうち地方交付税措置される金額</p> <p>(3) 今後の地方公営企業繰出金の活用の見通しは</p> <p>2 管更新率を上げる方策について</p> <p>(1) 必要とされる更新率1.25%を1%に下げた理由</p> <p>(2) 工事請負業者の現状は</p> <p>(3) 技術系職員の増員、育成、技術継承の具体的な計画は</p> <p>3 利用者への情報提供、広報活動について</p> <p>(1) 審議会答申結果の説明・情報提供状況と、今後は</p> <p>(2) 審議会開催時の説明資料のHP掲載</p> <p>(3) 料金改定についての広報活動の具体的な計画は</p>
<p>3 伊藤 悦子</p>	<p>1 暮らしを圧迫する水道料金の値上げをしないために</p> <p>(1) 浄水費の使用量と契約水量の差額は、利用者負担となっている。契約水量は、使用量の実態に合わせることにについて。</p> <p>①過去10年間の実態と今後10年後、20年後の推計は、水量と金額</p> <p>②契約水量削減は、県西広域水道との統合で実施するといいますが、令和4年度からの実施について。</p> <p>③今後、人口減少や節水などで使用量は減少し、契約水量との差はますます増加し、利用者負担は増加し続けます。過大な人口推計に基づく契約水量です。インフラ整備は国・自治体の責任です。国・県に負担を求めることについて。</p> <p>(2) 議会に「水道料金値上げをしないことを求める請願書」9,536名の署名が提出されています。どのように認識しますか。</p> <p>2 八ッ場ダムの水源開発について</p> <p>(1) 来年度より費用負担が発生するといいますが、負担理由について</p> <p>(2) 負担金額とその算出根拠について</p> <p>(3) 水は、生活にとってなくてはならないものであり、水道事業は国と自治体の責任です。費用負担は、国・県に求めることについて</p>
<p>4 北島 登</p>	<p>1 入札について</p> <p>(1) 2020年度の落札率及び最も高い率、低い率</p> <p>(2) 予定価格の事前公表制度についてメリットとデメリット</p>

	<p>(3) 談合防止策について</p> <p>2 国庫補助制度について</p> <p>(1) 補助率</p> <p>(2) 対象事業について 2021年度の見通し</p> <p>3 企業債について</p> <p>(1) 限度額の考え方 資産との比率 償還及び利子負担の限度</p>
--	---

○佐藤隆治 議長

ただいまから、令和3年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数14名、定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議の進め方についてお諮りいたします。

お手元に配付しました修正動議の資料を御確認ください。

先日、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、修正動議が提出されました。修正動議を議題とするに当たりましては、地方自治法第115条の3の規定により、議員定数の12分の1以上の者の発議によらなければならないとされているほか、修正案の説明書を添付した文書により提出することとされております。

今回の動議は、提出要件を満たしております。したがって、修正動議を議事に追加し、追加の議事として、議案第1号原案と併せて一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

御異議なしと認めます。したがって、修正動議を日程に追加し、追加日程として、議案第1号原案と併せて一括議題とすることに決定しました。

次に、議案審議の順序についてお諮りします。

お手元の資料の議案審議の順序を御確認ください。

まず、原案に対する企業長からの提案理由の説明、原案に対する質疑を行います。

続いて、修正案の発議者の発議理由と内容の説明、修正案の質疑を行います。

その後、原案及び修正案の討論を一括して行います。討論の順番につきましては、資料の一括討論の順序を御確認ください。

採決につきましては、修正案から先に採決を行い、次に原案の採決を行います。

これまでの議案審議の流れに御異議ありませんか。

<「異議あり」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

ここまでの中でありますか。

北島議員。

日程の順序等聞いてからでしたら、あると思うんですけども。

○4番（北島 登 議員）

間違っちゃった。すみません。

○佐藤隆治 議長

ここまでの議案の審議の流れには御異議がないということで、御異議なしと認めます。したがって、お諮りいたしましたとおり、議案審議の順序に決定しました。

最後に、日程の順序の変更について、お諮りいたします。

修正動議を議題とすることが決定しましたので、当初の日程どおり、議案第1号から3号までを一括審議することができなくなりました。つきましては、議事日程を御確認ください。

報告の議事運営上、日程の順序を変更し、議案第2号、補正予算、議案第3号決算及び報告第1号から第3号までを日程第3として、議案第1号より先一括審議し、その後、議案第1号原案及び修正案を日程第4とし、請願第1号を日程第5、一般質問を日程第6と順次繰り下げていきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

<「異議あり」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

北島議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

共産党北島 登です。請願第1号、これは水道料金の値上げをしないことを求める請願、議案第1号の茨城県南水道事業給水条例の一部を改正する条例案と深い密接な関わり合いがあります。

また、値上げ案については、茨城県南水道企業団の運営状況についてと出したチラシが3月に配布されましたが、そこには値上げについての記載はありませんでした。水道使用者、市民に説明しないままに提案されているものです。

今回出された請願は、短期間のうちに1万人近い市民が署名し、値上げしないでほしい、そういう願いが議会に届けられたものです。この思いを議会として真摯に取り上げるべきと考えます。

以上の点から、議案第1号及び同修正案に先立って、請願の審議を行うことを求めます。以上です。

○佐藤隆治 議長

ただいま北島議員から、請願第1号について、日程の順序の変更を求める動議が提出されました。

あらかじめ、お伝えいたします。本件については、茨城県南水道企業団議会会議規則により、ほかに1名以上の賛成者がいない場合は動議は成立いたしません。

お諮りいたします。

請願第1号について、日程の変更を議題とすることに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成者ありと認めます。したがって、請願第1号の日程変更の件は、直ちに議題とすることに決定しました。

これから、請願第1号の日程変更の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

請願第1号 水道料金の値上げをしないことを求める請願について、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の前に日程を変更し、原案及び修正案の審議に先立ち採決することに賛成の議員は起立を願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

起立少数です。したがって、請願第1号の日程変更の件は否決しました。

したがって、あらかじめ配付いたしました議事日程のとおり、議案第2号、補正予算、議案第3号決算及び報告第1号から第3号までを日程第3とし、議案第1号より先一括審議し、その後、議案第1号原案及び修正案を日程第4として、請願第1号を日程第5、一般質問を日程第6と順次繰り下げることに決定いたします。

ここで、あらかじめ北島議員に申し上げます。同一趣旨の議案と請願が同日程で審議される場合は、議案成立後の請願については、みなし不採択とする方法もありますけれども、請願者の意向を尊重し、本定例会では改めて審議を行いますので、その点を御理解いただきたいと思えます。

○4番（北島 登 議員）

はい。分かりました。

○佐藤隆治 議長

それでは、決定した日程に従って、会議を進めてまいります。

◇日程第1 会議録署名議員の指名

○佐藤隆治 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、10番、伊藤悦子議員、11番、根岸裕美子議員、両名を指名いたします。

◇日程第2 会期決定の件

○佐藤隆治 議長

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日 1 日限りと決定します。

◇日程第 3 議案第 2 号～議案第 3 号、報告第 1 号～報告第 3 号

○佐藤隆治 議長

日程第 3、議案第 2 号及び議案第 3 号並びに報告第 1 号から報告第 3 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

初めに、新型コロナウイルス感染症への対応のため、マスク着用での発言をお許しく下さい。

本日は、令和 3 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに御多用中にもかかわらず御参集いただき、また、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、議会運営をはじめとして様々な御協力を賜り、改めてこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。

会議に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

先日 7 月 4 日に行われました利根町の町長選挙におきまして、佐々木喜章氏が 2 回目の当選をされましたことに心よりお祝いを申し上げます。引き続き当企業団の健全なる運営のため、適切なる御意見、御提案、御提言を頂き、企業団がより一層経済性を発揮し、公共の福祉を増進することができるものと御期待申し上げます。

先日、熱海市におきまして発生いたしました土石流災害におきまして、お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。このような災害により、人命を含む多大な被害を被ることがあるということを改めて認識をしているものでございます。

水道事業運営におきましても、常に災害を意識し、いざというときに対応が可能な体制をふだんから構築することが重要であると考えております。この教訓を基に、改めて気を引き締め、災害対策に取り組んでまいりたいと存じますので、議員の皆様にも引き続きの御協力のほどお願い申し上げます。

さて、本定例会に上程をいたしました案件は、議案 3 件、報告 3 件の計 6 件でございます。

日程に変更がありましたので、まず、2 件について内容を御説明申し上げます。

議案第 2 号は、令和 3 年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

これは、令和3年度中に契約を行い、令和4年4月から実施する各業務委託の債務負担行為について、期間及び限度額を定めるもので、量水器検針、交換、開閉栓事務業務委託等、計4件を計上しております。

次に、議案第3号は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についてであります。

初めに、業務の決算概要について申し上げます。給水戸数は10万9,522戸となり、前年度末より1,286戸の増となっております。給水人口は24万2,276人で、普及率は85.63%となっております。年間総給水量については2,601万4,025立方メートルで、前年度より47万9,844立方メートルの増となりました。有収率につきましては92.11%で、前年度より1.08ポイントの増となっております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は税込み額で63億319万9,369円、総費用については税込み額で56億5,421万6,819円となり、税抜きでの損益は3億9,644万1,223円の純利益となっております。

次に、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収支ともに税込み額で、収入は12億7,075万9,136円、支出については29億4,173万948円となっており、翌年度への繰越し工事資金110万6,235円を除く資本的収入額が、資本的支出額に不足する額16億7,207万8,047円は、過年度分損益勘定留保資金13億2,304万94円、繰越し工事資金223万1,675円、減債積立金4,228万7,484円及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額3億451万8,794円で補填をいたしております。

次に、剰余金の処分案についてであります。未処分利益剰余金4億3,872万8,707円については、全額を資本金へ組入れするものであります。

次に、報告第1号は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費精算書の報告についてであります。

これは、平成29年度から令和2年度までの4か年継続事業として取り組みました若柴配水場更新事業が令和2年度に終了したことに伴い、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、精算の報告をするものであります。

次に、報告第2号は、令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、建設改良費の予算のうち、配水管布設工事等25件で7億4,615万4,640円を、地方公営企業法第26条第1項の規定により翌年度に繰越しをしたため、同条第3項の規定により報告をするものであります。

次に、報告第3号は、地方公共団体の財政健全化法に係る公営企業会計の資金不足比率に関する報告についてであります。

本件は、財政健全化法第22条第1項の規定に基づき、令和2年度茨城県南水道企業団資

金不足比率及びその算定の基礎となる事項について、監査委員の意見書を付して報告をするものであります。

以上が、各案件の概要であります。審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案第3号令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から審査の結果報告を求めます。

石橋大輔代表監査委員。

<石橋大輔 代表監査委員 登壇>

○石橋大輔 代表監査委員

令和3年6月1日、当企業団事務所北棟3階大会議室におきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく決算審査を行いました。審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況をおおむね適正に表示しているものと認めます。

次に、審査意見です。

供給単価と給水原価については、水道供給に必要な経費を表面上料金収入で賄っている数値となっているが、旧会計制度の算定式で比較した場合には、原価割れの状態は続いており、安全、安心な水を安定して利用者へ供給するためにも、水道供給に係る費用を適正な料金収入で賄えるよう、安定的な収入の確保を図られたい。

水道事業の効率性を示す有収率については92.11%と、前年より1.08ポイント上昇しており、ほかの事業体と比較しても非常に良好な水準となっている。給水収益の増加が見込めない状況下においては、引き続き漏水対策及び水質管理体制の強化に取り組むなど、有収率の維持に努められたい。

平成29年度から継続的に多額の起債を行っていることから、企業債残高は61億7,411万9,912円となっており、過去最大の規模となっている。施設更新に係る財源が不足している現状においては、不足する財源を補うために企業債を活用していくことが必要だが、このような状況が続いていけば、企業債償還元金及び支払い利息の支出が今後の財政収支に大きな影響を及ぼしていくことが予想される。したがって、企業債の活用については、将来世代に必要以上の負担を強いることのないよう、一定の基準を設けながら計画的な起債を図られたい。

給水区域内人口は既に減少傾向を示しており、今後はさらなる人口減少を要因とした水需要の減少が見込まれていることから、安定的な収入の確保が求められる。また、施設更新の遅れは喫緊の課題であり、経営戦略プラン及び水道運営審議会の答申に示された計画を着実に実行していくことで、老朽化した施設の更新及び耐震化を推進し、かつ、安定的な財源を確保できるよう必要な施策を講じられたい。

入札契約の落札率に関しては、予定額に対する落札率は、その平均で92.7%であったが、今後においても、入札契約手続のより一層の透明性、客観性及び競争性を確保するべく、引き続き適正な契約事務の運営に努められたい。以上でございます。

○佐藤隆治 議長

ここで、着席のまま暫時休憩いたします。
石橋代表監査委員は、所用のため退席をいたします。

休 憩 午後 1 時51分

再 開 午後 1 時51分

○佐藤隆治 議長

会議を再開いたします。
これから質疑を行います。
通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、質疑を行います。
議案第3号 令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分
についてです。

1点目は浄水費についてです。令和2年度決算におけます契約水量と使用実績の差について、使用量と金額についてお伺いします。

2点目、45ページ、営業用料金は昨年度より約5,700万円の減です。理由と今後の取組について。

3点目、47ページ、営業費用、委託料、47ページにあります。昨年度より約4,700万円増となっています。その理由について。

4点目は、54ページ、固定資産購入費です。昨年より1,200万円増について、公用車購入ほかになっていますが、その具体的な内容について。

5点目は、令和2年度におけます鉛管、石綿管の改修実績と今後の取組についてお伺いをいたします。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。
<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、浄水費について、令和2年度決算における契約水量と使用実績の差についてありますが、契約水量9万375立方メートルに対して、実績は8万1,604立方メートルでありますので、その差は8,771立方メートルとなります。この水量の差について、現行の基本料金で相当額を算出いたしますと、税抜きで約1億3,577万円となります。

次に、45ページ、営業用料金は昨年度より約5,700万円の減の理由と今後の取組についてであります。新型コロナウイルス蔓延により営業用料金として使用している店舗等が、営業自粛の措置を取らざるを得なかった期間があったこと、また利用者が減少したことが原因と思われまます。今後の取組についてですが、新型コロナウイルスが収束すれば、現状は回復されるものと考えております。

次に、47ページ、委託料が昨年度より約4,700万円の増の理由についてであります。配水場等水道施設管理業務委託の落札率の違いがあります。前回、平成26年度時に債務負担行為にて発注いたしました平成27年度の入札では、予定価格3億5,764万2,000円に対し、落札率は54%、落札額は1億9,332万円でした。令和元年度に同じく債務負担行為にて発注いたしました入札では、予定価格5億2,800万円に対し、落札率は82.7%、落札額は4億3,670万円で、これが主な要因であります。

次に、固定資産購入費が昨年度より約1,200万円増額となった内容についてであります。まず、職員が業務で使用する電話機70台及び主装置の購入費が870万円、会計課金庫の購入費が125万円、公用車3台の購入費が約353万円、これらが主な内訳となっております。

また、公用車購入につきましては、施設課で使用する軽自動車1台及びトラック1台が合計で242万円、配水課で使用するバン1台が111万円となっております。いずれも13年以上が経過し、エンジントラブル等の故障を理由に新たに購入したものとなっております。

次に、令和2年度決算における鉛給水管及び石綿管の改修実績と残数、また今後の取組についてであります。まず、鉛給水管につきましては、589件の取替工事を行い、残存件数は5,831件となります。また、石綿管につきましては、3,156メートルの布設替工事を行い、残存距離は4万3,628メートルであります。

今後の計画につきましては、平成31年3月に策定された経営戦略プランに基づき、年間目標として、鉛給水管取替工事は約500件、石綿管布設替工事は約5,000メートルを計画しております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

共産党北島 登です。私の質疑は1点だけ。議案第3号の企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分についての中身で、国庫補助金対象となった案件と金額、今度、国庫補助金が改良工事費に比べて極めて少ないという現実がここで明らかになっていきますけれども、この国庫補助金について、申請して認可されなかったものがあるのかどうか、もしあれば、その認可されない理由についてもお伺いできれば幸いです。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。山下 聡経営企画課長。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

○山下 聡 経営企画課長

北島議員の御質問にお答えします。

まず、国庫補助の対象となった案件と金額についてであります。当企業団で利用している国庫補助金につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金のうち、緊急時給水拠点確保等事業における重要給水施設配水管耐震化事業という区分の交付を受けております。

こちらの内容につきましては、配水場を起点として考えて、災害時における避難所や防災拠点となっている重要施設へ配水しているルートを一筆書きで抽出いたしまして、このルート上にある配水管を布設替えることで耐震化していくという事業であります。

令和2年度におきましては、若柴配水場水系の1期と2期、あとは藤代配水場水系と戸頭配水場水系の合わせて四つの事業を申請しておりましたが、藤代及び戸頭配水場水系の事業につきましては令和3年度へ繰り越しておりますので、若柴配水場水系の二つの事業分についてのみ、決算の金額として計上されております。金額につきましては、若柴配水場1期が3,774万9,000円、若柴配水場2期が571万3,000円となりまして、合わせて4,346万2,000円が交付されております。

また、ほかに申請して認可されなかったものがあるのかという御質問でありますけれども、これは条件を満たしていないものが多いので、申請したものについては全て認可されておりまして、それ以外に申請しているものはございません。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質疑を終わります。

これで、提出議案の質疑が全部終わりました。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の方からの発言を許します。

4番、北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。議案第3号、企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分について、反対討論を行います。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症により、営業や雇用に影響、市民生活にとっては大きな負担増になりました。高い水道料金の引下げの声は切実となっています。にもかかわらず、料金の値上げの準備が進められていました。

公営企業である当企業団の事業は、生活に欠かせない水を安全、安心に、少しでも安く供給することが使命です。先ほどの答弁にもありましたが、使わない水の浄水費、これが約1億3,600万円、この浄水費引下げを強める必要があります。

昨年、県西広域と県南広域水道が統合されました。県は、統合後10年は、統合を理由とした料金値上げは行わないと約束していますが、その後に料金値上げにつながらないという保証はありません。

以上の理由で、議案第3号の反対討論といたします。議員諸氏の賛同をお願い申しあげまして、反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

そのほかありませんか。

< 発言する者なし >

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから議案第2号及び議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号令和3年度茨城県南水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

< 賛 成 者 起 立 >

○佐藤隆治 議長

全員賛成です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

議案第3号令和2年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算の認定及び剰余金の処分については、原案のとおり認定することに賛成の議員は起立願います。

＜賛成者起立＞

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり認定しました。

◇日程第4 議案第1号

○佐藤隆治 議長

日程第4、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。藤井信吾企業長。

＜藤井信吾企業長 登壇＞

○藤井信吾 企業長

提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてであります。

これは、令和元年に施設の更新に関わる財源の確保について諮問をいたしました水道運営審議会において、計7回にわたる審議が行われ、昨年12月に答申がなされました。このたびの改正は、その答申書に基づき水道料金等の改定を行うものであります。

水道料金体系につきましては、現行の用途別料金体系から、より公平性が高く、他事業体でも一般的となっております口径別料金体系に変更し、基本水量制につきましても、あらかじめ設定した水量に満たない使用者の不公平感を解消するため廃止、新たに口径ごとに基本料金を設定し、従量料金と合わせて徴収いたします。

また、一般家庭への負担を軽減するために逓増制従量料金を導入し、逓増率を1.7程度に設定いたしました。結果として、料金改定率は平均で約23%の値上げとなっております。

以上が、議案の概要であります。御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○佐藤隆治 議長

以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

通告の順番に発言を許します。13番、染谷和博議員。

＜13番、染谷和博議員 登壇＞

○13番（染谷和博 議員）

染谷和博でございます。議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑いたします。

先日の全員協議会において、新たな料金体系案についての説明をお伺いいたしました。給水加入金収益の減少、減価償却費及び企業債利息の支出収支の圧迫、施設更新のための

財源の不足、企業債残高の過去最大の水準などがあり、今回の値上げに至ったとのことです。もし、値上げを行わなかった場合、どのような状況になるか、お伺いいたします。

次に、茨城県との契約水量の見直し、国に施設の更新などへの補助率を上げるなど、これが実現した場合は、値上げ幅は抑えられるか、お伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

＜野友省男次長 登壇＞

○野友省男 次長

染谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、このたび値上げに至った経緯ではありますが、ただいま染谷議員がおっしゃられたとおり、これまで盛んであった宅地造成事業が大幅に減少し、企業団の大きな収入源であった給水加入金収益が最盛期の4分の1程度にまで減少しております。

また、近年、施設更新及び耐震化に取り組み始めたことにより、減価償却費が急激に増大し、既に今年度の予算編成においても大きな影響を及ぼしております。

さらには、ただいま申し上げた施設の更新及び耐震化を進めていくための資金が不足していることから、その財源を企業債に求めていかざるを得ず、多額の借入を繰り返したことにより、企業債残高は過去最大の規模となっております。今後さらに多額の借入を続けていくことは、この償還及び利息の支払いが財政をさらに圧迫し、将来世代への負担を押しつけることとなります。

御質問にありました現在の料金水準で、計画どおり施設の更新及び耐震化を進めていった場合についてシミュレーションを実施しておりますが、その結果といたしまして、今後数年で財政収支は赤字に転落し、水道事業の運営に必要な費用を水道料金で賄えないという原価割れの状況に陥ることとなります。

また、その不足する財源を災害対策のために確保してきた内部留保資金や、さらなる企業債の借入で補わざるを得なくなりますので、早期に資金が枯渇し、財政破綻に陥ってしまうという予測がなされております。

以上のようなシミュレーションの結果を踏まえ、今後の施設更新及び耐震化を進めていく上で、必要な財源を確保するため、将来世代へ過度の負担とならない範囲内で企業債を活用しつつ、不足する部分については、水道料金を適正な水準へ引き上げることで、水道事業を将来へ引き継いでいくことが必要であるということで、このたびの条例改正案を上程させていただいております。

次に、契約水量の見直し、施設更新の補助率を上げることができれば、値上げ幅を抑えられるのかについてであります。まず、県用水供給事業に係る受水費につきましては、これまで他の県南広域受水団体と協力しながら、値下げ要望の活動を進めてまいりました。また、契約水量につきましては、企業団単体で引下げ要望を続けてまいりましたが、どち

らも進展がない状況が続いてまいりました。

しかしながら、このたびの県南西の県用水供給事業の統合に当たって、県との交渉を続けた結果、現在、県西広域で不足している水道用水を県南広域から融通することで、県南広域で余剰している契約水量を減量し、かつ、受水費の値上げを行わないということで、県と合意することとなりました。

企業団の契約水量につきましては、当初5,700立方メートルの減量ということでありましたが、その後も県への働きかけを続けた結果、さらに1,100立方メートルを減量し、最終的に6,800立方メートルを減量することとなりました。これにより、収益的収支の約半分を占める受水費を一部削減することが可能となりましたが、仮に契約水量が現在確定している6,800立方メートル以上の減量となった場合は、当然ながら、受水費のうち基本料金に係る負担がさらに減少いたしますので、より一層大きな費用削減効果が見込まれます。

一方、県企業局の用水供給事業におきましては、企業団同様、基本料金と使用料金による二部料金制を採用していることから、必要以上に契約水量を下げてしまいますと、資産を維持するために必要な資金を基本料金として回収できなくなってしまうので、県用水供給事業の経営が成り立たなくなってしまう危険性があります。

次に、国庫補助事業についてであります。現在、企業団におきましても、重要施設へ供給ルートを耐震化する事業において、国庫補助事業による補助金の交付を受けております。補助率といたしましては、総事業費のうち補助対象となる基本額の4分の1となっております。仮にこれが引き上げられたとして、令和2年度の事業を基準に考えますと、3分の1に引き上げると約4,000万円、2分の1まで引き上げると1億2,000万円の増額となります。

国庫補助事業のメニューは年々変わってきますが、仮に現在の規模で補助を受けることが可能であり、かつ、補助率が継続的に引き上げられた場合は、以上のような影響により料金改定を抑制する効果が期待されます。

これまで企業団におきましても、日本水道協会や全国企業団協議会などを通して、補助率の引上げを求める陳情活動を行っておりますが、今後も引き続き水道事業に対する交付割合を増やすよう、要望活動を行ってまいります。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

今の話をお聞きして、大体よく分かりました。その中でちょっと気になったのが、財政破綻ということがありました。財政破綻となったときにはどのようになるのか、お伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

染谷議員の御質問にお答えいたします。

財政破綻の具体的内容につきましてではありますが、現行料金のまま現状のペースで更新工事を実施した場合の財政シミュレーションでは、令和4年度頃に赤字となる見込みであります。その後、営業活動で資金を捻出することができなくなりますので、企業債で賄い切れない更新財源の不足分を内部留保資金により補填せざるを得ないことから、3年程度で資金が底をつき、支出が滞ってしまうといった状況に陥ってまいります。

しかし、実際には、このような状況にならないための防止策がございまして、地方公共団体財政健全化法で定められている資金不足比率を用いて、国のチェックが入ります。この資金不足比率につきましては、定められた基準を超過しますと、資金不足等解消計画や経営健全化計画といったものを策定する必要が生じ、計画の内容が適当なものであり、実施が着実に行われていると認められなければ、企業債の発行が許可されなくなってしまいます。

また、地方債同意等基準においても、料金その他の収入確保を怠り、経営健全化のために努力を払わないものについては、地方債の発行を制限すると明記されているように、料金改定をせざるを得ない状況となります。

しかしながら、ここでも料金改定ができないということになりますと、そのまま更新を進めた場合、先ほど申し上げたように支払いができなくなってまいりますので、施設更新を先送りすることで資金の増加を図るしかなくなってまいります。そうしますと、老朽化施設が急激に増加いたしますので、重大な事故が発生する可能性が高まり、安全な水を安定的に供給することができなくなりますので、このような状況に陥る前に、健全経営を維持するための施策を講じていく必要があると考えております。以上になります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

今の2回目の説明も、かなりよく分かりました。今回、料金値上げでございますが、この料金値上げを先送りした場合、その場合、今回出されている議案よりもさらに大きな値上げ幅になるのかどうかをお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

染谷議員の御質問にお答えいたします。

料金改定を先送りすると改定率はどうなるのかということですが、仮に料金改定を令和8年度まで先送りしたと考えますと、配水管の更新工事を更新率1%で進めた場合、早期に財政が破綻してしまいますので、現行と同程度の0.5%まで更新ペースを引き下げて更新を進めると仮定いたしますと、自己財源だけでは財源が大きく不足いたしますので、企業債残高対給水収益比率は300%近くまで悪化し、内部留保資金残高は25億円程度の水準まで落ち込んでしまうこととなります。

この状況で、令和8年度以降の更新率を1%まで引き上げて、次の算定期間である5年間のうちに企業債残高対給水収益比率と内部留保資金残高を目標の水準まで改善させるためには、答申で参考に示されている平均改定率34%から、さらに5%以上を上乗せした改定率が必要になると見込まれております。以上になります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで染谷和博議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、議案質疑を行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例についてです。

1点目です。この条例改正は、水道料金を来年度、現行料金の23%を値上げするものです。大幅な値上げについて、利用者から、今でも高い料金、何で値上げをするのか、コロナ禍の中、生活の不安があるのに料金の値上げはなぜ、値上げする話は聞いていないと、驚きと厳しい声が上がっています。値上げについて、利用者への説明はほとんどされていない、これが実態ではないでしょうか。企業団が開催した答申の説明会では、値上げはすべきではないとの意見ばかりだったと、私も参加してそう思いました。今でも高いと言われる料金です。値上げをすべきではありません。料金値上げの理由について、お聞きいたします。

2点目は、料金値上げの具体的な内容についてです。

一つ目は、料金設定を用途別料金体系から口径別料金体系に変えています。その理由と値上げの影響金額についてです。口径20ミリで、単身者の使用量として7立方メートル、平均使用量という16立方メートルの料金と値上げ金額をお伺いします。

二つ目は、値上げになるわけですから、利用者、要するに住民が受ける影響についての企業団の認識をお伺いします。

三つ目が、コロナ禍で収入が減っています。水道料金が上がれば、家計への影響はさらに増します。コロナ禍での料金の減免、軽減が必要と考えますが、改定に併せてその検討

があったかどうか、お伺いをします。

3点目は、料金値上げの利用者への説明はどのように行ったかについてです。水道運営審議会では、料金体系について丁寧な説明が必要との意見が出ていました。当然、利用者は値上げの説明が事前に行うべきと考えています。

一つ目に、値上げについての利用者の説明会は、どのように行われたのでしょうか。

二つ目に、利用者の説明会は2回のみですが、企業団で行った説明会で参加者から、関係各市町村で行うべき、1回だけではなく数回開くべきとの意見がありましたが、その後行っていません。その理由は何でしょうか。

三つ目に、今後、利用者への説明はどのように行うのか。

1回目の質問といたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、料金値上げの理由についてであります。先ほど染谷議員の御質疑でお答えしたとおりであります。施設更新及び耐震化を進めていく上で必要な財源を確保するため、また将来世代へ過度の負担とならないように、水道料金を適正な水準へ引き上げることで水道事業を将来へ引き継いでいくためであります。

次に、料金設定を口径別にした理由であります。現在採用しております用途別料金は、使用用途の違いで料金の格差を設ける料金体系であり、店舗と住居の併用など、需要者の水の利用形態が多様化する現状におきましては、既定の用途に当てはまるのが困難であり、また実際の水の使用状況の把握も難しくなっております。

このような状況に加え、口径別の料金体系は、使用者それぞれの使用水量に見合った料金設定が可能となり、公平性が保たれること、また、このような理由により日本水道協会も推奨していることから、全国的に口径別料金体系を採用する水道事業体が増えております。当企業団も同様の問題を抱えていることから、公平性を確保するためにも、口径別料金体系を採用いたしました。

次に、口径20ミリで単身世帯として平均的な使用量の7立方メートル、平均的な使用量の16立方メートルを使用した場合の1か月当たりの料金と値上げ金額についてであります。まず、口径20ミリで7立方メートルを使用した場合の現在の料金は1,400円、改定後の料金は1,885円となり、485円の値上げとなります。また、口径20ミリで16立方メートルを使用した場合の現在の料金は2,660円、改定後の料金は3,280円となり、620円の値上げになります。

次に、利用者が受ける影響の認識についてであります。新型コロナウイルス感染症の

影響等もあり、水道使用者の皆様の生活も大変厳しい状況であることは当然認識しております。

しかしながら、今後、人口減少に伴う水需要の減少が見込まれる中で、大幅に増加していく老朽化施設の更新を進めていくためには、これまで行ってきた経営努力だけでは賄えないほどの財源が必要となり、更新も先送りできない状況にありますので、審議会への諮問から2年かけて慎重に検討を重ねた結果、給水条例の一部改正を今議会に上程することとなりました。

今後につきましても、企業団が置かれている現状を継続的に周知し、利用者の皆様の御理解をいただけるよう努めてまいります。

次に、コロナ禍の減免制度についてであります。当企業団は、新型コロナウイルス感染症の影響を理由とした減免は行っておりません。

次に、料金値上げの利用者への説明として、利用者説明会はどのように行われたかについてであります。利用者の皆様には、企業団のこれまでの運営状況、将来の水需要や財政収支の見通し、また、施設の劣化状況や更新及び耐震化を進めていくことの重要性、さらには、これを踏まえた上で事業を継続していくためには、それに見合った料金水準を設定することが必要となること等について御理解をいただくため、今年4月に住民説明会を開催しております。

開催の案内につきましては、企業団のホームページ及び各構成市町の広報紙を活用して参加の呼びかけを行いました。開催方法につきましては、午前、午後の2回に分けて開催しており、午前19名、午後17名、合わせて36名の方々に御参加をいただきました。また、説明会におきましては、多くの御意見、御質問を頂いております。

次に、利用者への説明会は2回のみか、各関係市町では行うべきだが、行わなかった理由は何かについてであります。まず、水道利用者の意見の反映ということに関しましては、水道運営審議会がその役割を果たしていると考えております。審議会は、様々な立場の方から広く意見を募ることを目的として設置されていますが、実際に水道利用者を代表して、民間企業や団体の皆様、一般公募により選出された一般市民の皆様にも御参加をいただき、御意見を頂いております。

また、説明会や周知の機会といたしましては、今年3月の水道メーター検針時にリーフレットの全戸配布を実施しており、さらに市民の代表である各構成市町の議会議員の皆様に対しても、各議会の全員協議会や研修会、勉強会といった形で御説明をしております。

以上のように、説明会に限らず、様々な手法を用いて周知活動を行ってまいりました。住民説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、開催自粛も危ぶまれましたが、感染防止対策を徹底することで無事開催することができました。

開催回数につきましては、応募人数が多ければ別日を設けて開催する準備もしており、その旨周知もしてまいりましたが、1日で実施できる範囲内でありましたので、先ほど説明

した形式で実施しております。

次に、今後の利用者の説明はどうするのかについてであります。現時点では、料金改定が決定したわけではありませんのでお答えすることができませんが、仮に料金を改定する場合には、周知活動を徹底してまいります。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

値上げの理由についてはいろいろありましたけれども、県南水道企業団は、まだ優良企業なんですよね。それとともに、やはり契約水量と使用量の実態、この差について、しっかりとその差を縮めていく、このことも一つ大事なことでないでしょうか。

さて、水道料金の説明のことなんですけれども、いろいろ言われましたけれども、実際、請願のことが出ていますが、回ってみますと、知らなかったと、こういう方が多いんですよ。しかも、広報にも出した、県南水道のホームページにも出したと言いますけれども、残念ながら、それをちゃんと分かっていたという人の数は本当に少ないです。しかも、そのチラシを配布したと言いますけれども、これはあくまでも県南水道企業団の経営状態だけであって、そのチラシで値上げが本当にあるのかどうか、これは本当に分からないチラシだったと思います。

そういったところで十分な説明がされたのか、私はそういうふうには思っていない。なぜ、そのとき値上げのことが、こうあるんだよという事前に住民に説明する、住民にとって本当に大きな影響のある値上げのことだったら、やはりきちんと説明をする、それが必要だったのではないのでしょうか。なぜ、そのとき、値上げの文章を入れなかったのか疑問に思います。そのことについての理由と本当にこれで説明責任が果たせたのか、お考えをお聞かせください。

○佐藤隆治 議長

山下 聡経営企画課長、答弁を求めます。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

○山下 聡 経営企画課長

伊藤議員の御質問にお答えします。

まず、今年3月に配布したリーフレットについてお答えいたします。

まず、このリーフレット配布の目的であります。審議会におきましては、計7回にわたって慎重な審議を重ねていただきまして、その審議の結果が取りまとめられ、昨年12月に答申を頂いております。その中でも長年改定していない水道料金を改定することで、施設の更新及び耐震化を進めていくべきであり、その必要性を理解してもらうためにも、現在の企業団の経営状況、これまでの経緯、施設や設備の状況、さらには水需要予測の結

果などの今後の見通しなどについて、もっと利用者に周知することで理解してもらわなければならないかということで御意見を頂いており、答申のほうにもその点明記されております。

そういったこともありまして、まずは、企業団の現状と今後の見通しについて周知すること、また、水道運営審議会についての説明やその目的、また答申がなされたということについてお知らせしておりまして、そちらを確認していただくきっかけになればということで、そういったことを目的として全戸配布させていただいております。以上であります。

<「答えになってないだろう」と呼ぶ者あり>

○山下 聡 経営企画課長

その時点で、料金改定をするということは決まっておりましたので、その点はリーフレットには確かに記載しておりません。

ただし、ホームページ等で答申書のほうは公開しておりますので、そちらを御覧いただければ、どの程度の料金の水準が必要であるかというところは御理解いただけたと思っております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

今の答弁を聞きましたけれども、水は本当に私たちの生活にとって欠かせないものです。それを安全、安心、そういった立場で供給するのが県南水道企業団の仕事ではないでしょうか。

答申がされていて、値上げのことが書いてあったにもかかわらず、それをきちっと書かないでチラシを出した、このことは責任を持って水道運営をする姿勢なのかどうか、私は本当に疑ってしまいます。

こうしたものについて、きちんと市民の意見をもっと聞く。確かに水道運営審議会、2名の一般の方が入っておられました。しかし、ずっと議事録を読みましても、私が感じたのは、値上げありき、そういったような資料だったのではなかったかとも思うところです。やはり値上げ案を入れなかったことについては反省をしていただきたいと思っておりますし、改めて、この値上げについて市民から意見を聞くべきだと思いますので、再度お答えをお願いします。

○佐藤隆治 議長

野友省男次長、答弁を求めます。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

答弁繰り返すようになると思っておりますけれども、リーフレットについては、審議会の中

で、県南水道の実情をしっかりと伝えて、その以降、議会での議案提案として審議をしていただくということで、審議会の中では、現状をしっかりと市民に伝えてくださいということが目的の一つということで先ほども答弁しましたが、そこが最大の目的ということで、リーフレットの中には料金値上げという記載はなかったということは事実であります。目的はそういう目的で、審議会の答申内容にも書かれているとおり、皆さんに企業団の施設の状況等をしっかりと知っていただくということを最優先にした結果、ああいう形になったということで御理解いただきたいと思えます。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

共産党北島 登です。議案第1号、企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

まず、老朽化施設更新についてです。

管路の更新率を1%というふうに算定すると、計画するということですが、これまでの実績では更新率は0.5%に満たない状況でした。単純に計算しても、これでは全ての更新には200年かかります。これは200年、大体おおむね法定耐用年数、つまり減価償却期間の5倍以上にもなるんですね。こういう状態をほっておいた、長い間、このことが、このしわ寄せが現在に来ているというふうに思います。

かつて、阪神大震災や東日本での震災等あったときに、この耐震化整備についての補助金が今より多く出ていた、そういう時期がある。そういう時期についても、その補助金をもらうことよりも企業債を増やすなどということだけで、更新工事を進めなかった。ここに大きな問題があったのではないかとこのように思います。

しかるに、この配管、現在、先ほどから話題になっている審議会答申でも、最大使用年数を使用限界年数として80年というふうにその中では記載されていますが、80年とすると、更新率1%では達成できないわけですね。1%だったら100年かかる、80年にしようとすると1.25倍だと。これではもう限りなく、今よりももっと大きな値上げが必要だということになるのでしょうか。

そして、今回、更新率を1%にした根拠は何か、そしてまた、この更新率については、この1%は、将来にわたっても1%というふうに計画しているのかどうかについて、お尋ねします。

次に、口径別の料金体系についてです。

用途別から口径別へ変えた理由については、先ほどの伊藤議員に対する答弁にあったの

で、これは答弁不要です。

ただ、次の答申の案、これは水道審議会の答申と今回提出された案に若干の差異があるわけですが、この理由についてお伺いします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、老朽化する施設の更新について、管路更新率を1%とした根拠といたしましては、本来、管路の法定耐用年数は40年となっておりますので、この基準に基づいて更新していくためには、年間2.5%の更新率で進めなければなりません。

しかしながら、管路の材質や接合方法によっては、より長期に使用することができるのではないかということで、国や日本水道協会が示した数値を参考に企業団独自の使用限界年数を設定しております。設定した年数の最長のものが80年となっておりますので、この基準に合わせて更新いたしますと、年1.25%のペースで進めていかなければなりません。

しかしながら、近年、更新ペースを速めてはおりますが、それでも0.5%に満たない水準となっており、1.25%まで更新ペースを引き上げるには、現在の3倍近いペースで進めていかなければならないことになります。

審議会におきましては、この1.25%を上限に管路更新率を1.25%、1%、0.8%、0.6%とした場合でそれぞれシミュレーションを行っていましたが、当然ながら、更新ペースを上げれば上げるほど、必要となる財源も大きくなります。それらのケースを御審議いただいた結果、管路の更新につきましては、更新率を1%まで引き上げるということで答申を頂いております。

現在の人員体制でこれを成し遂げるためには、業務量が格段に増えることとなりますので、技術継承と職員育成による個々の職員のスキルアップを図っていくことも重要であると考えております。

以上のように、現在の財政状況や更新に必要な財源規模、人員体制、また施工業者の状況などを勘案し、審議会の答申どおり管路更新率は1%で進めていくことといたしました。

しかしながら、今後、老朽化した管路が毎年約40キロメートルずつ増えていくことが分かっており、これに対して、現状の更新ペースが年間7キロメートル、更新率を1%まで引き上げたとしても、年間15キロメートルということで、これまでと比較いたしましても急激な老朽化した施設が増加していくことになります。

また、震災等において、布設後30年を過ぎた管路に被害が集中しているというデータも示されており、今後、毎年40キロメートルずつ増えていく老朽化資産で水道を供給し続けるためには、必要な維持修繕作業を行いながら、施設の長寿命化を図っていくことが必要

になります。その上で、更新需要を平準化しながら、施設の更新、耐震化を進めていくことになります。

次に、将来にわたって1%にするのかということですが、この更新率というのは、あくまで管路更新を年平均1%で進めていくための財源規模を示すものであり、実際の施設更新につきましては、管路以外の施設の更新もありますし、また管の規模や施工環境などにより、各年度の管路更新率は増減することになります。したがって、確保できる財源の範囲内で順次、更新及び耐震化を進めてまいります。

次に、用途別から口径別の料金へ移行する理由につきましては、先ほど伊藤議員からの御質問にお答えしたとおりです。

次に、答申の案と違いがあるのはなぜかという点につきましては、まず、水道運営審議会におきましては、平成30年度までの実績値に基づいて将来予測を行ってはおりますが、このたびの改定案は令和元年度の決算値に基づいて策定しております。したがって、算定の基礎となる数値が変動しておりますので、その影響が大きいこと、隔月サイクルへの移行を先送りしたことなどが要因となっております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。4番、北島 登議員

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

先ほどの質問でも申し述べましたが、このわずか0.何%という、そういう低い更新率を放置してきた原因は何なのか、そのところについて、どういうふうには今は捉え、反省しているのかも含めて、答弁をお願いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。山下 聡経営企画課長。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

○山下 聡 経営企画課長

北島議員の御質問にお答えします。

これまでの管路更新がなぜ遅れてきたのかという、今の水準が0.5%に満たない更新率ということで御質問を頂いておりますが、まず、これまでは、基本的にはガス工事ですとか下水道工事なんかの工事と一緒に更新をすることで、経費削減を図っておりました。

更新スピードが上がっていないというのは確かなんですけれども、まず、今後さらにこの老朽化施設が増えていくということで、今後、法定耐用年数で考えますと、令和6年度頃から、企業団が設定いたしました使用限界年数で考えますと、令和27年頃から急激にこの老朽化施設が増えていくということになります。その時点で更新に取り組んだのでは、老朽化施設の解消に、更新が大きく及ばないという状況が続いてしまうことから、早期に更新に取り組んでいかなければならないということで、このたびの料金改定を上程させて

いただいております。以上であります。

○4番（北島 登 議員）

答えになってないよ。何で低かったのかということと、反省して、どうするのかということとを聞いているのに。

○山下 聡 経営企画課長

現状そこまで、老朽化施設が年々増えていると、管路につきましては、状況ではありませんので、ただ、今後、先ほど言いました令和6年とか令和7年頃からは、年間約40キロずつ管路の老朽化施設が増えていく、現状はそこまでのペースではありませんので、年間5キロとか7キロということで老朽化施設が今増えていっておりますけれども、今後、この先、さらに老朽化施設が増えていくということで、もうこれ以上、更新を先送りできないということで取り組んでいかなければならないということで、現在、企業債を活用しながら更新を進めてまいりましたけれども、それでも、今後の老朽化施設の更新需要を考えますと、さらにペースアップしなければならないということで、このたび、こういった料金改定をお願いするところでございます。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

よろしいですか、もう一回。

北島 登議員。

< 4番、北島 登議員 登壇 >

○4番（北島 登 議員）

どうも正面からまともに答えていただけてないようなんですが、やっぱりこういった姿勢も含めてですが、明確にしないと、今後も起こり得る。今出している計画は1%、それでも全部交換まで100年かかる。使用限界は80年だと言っている。どうですか、そういう状況、もう既に危険な配管があるわけですよ、いつ壊れてもおかしくないような。そこは早急にやる、そういう重要なところから、しっかりと計画を立てて進めていくということをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

質疑ということではなくて、要望という形でよろしいですか。

○4番（北島 登 議員）

はい。

○佐藤隆治 議長

これで北島 登議員の質疑を終わります。

ここで、3時ですので、15時10分まで休憩をいたします。

休 憩 午後 3時00分

再 開 午後 3時10分

○佐藤隆治 議長

再開します。

次に、議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の修正案の発議理由及び内容の説明を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子でございます。茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例修正案の提出について、提案理由を説明いたします。

まず最初に、発議理由は、公共の福祉を増進するためです。地方公営企業法第3条において、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定められています。

今回提案の内容では、少量利用者への過度な負担を強いることとなります。13ミリ口径、20ミリ口径の少量利用者世帯は、年金生活者、高齢独居あるいは2人世帯、独り親世帯など低所得者層が多くを占めると想定されますが、今回の改定案を適用すると、この層に一番影響が及ぶこととなります。改定率は平均23%となっておりますが、13ミリ口径、20ミリ口径の月6から15立方メートル使用世帯は、25%から40%もの値上げ率となっております。

別紙、試算した表を御覧ください。

口径13ミリと20ミリの使用水量40立米までの料金を試算しております。一番左側が現行になります。そして真ん中が、議案1号の平均23%改定、そして一番右側が、提出いたしました修正案の計算になっております。こちらの修正案ですと、平均19.2%の値上げ率となります。

三つを比較しました。24%以上の値上がり率に黄色く色を塗り潰してあります。特に、20ミリのほうを見ていただきたいんですけども、5から12立米のところを御覧になってください。見ていただければ一目瞭然で30%以上、10立米などはもう40%になっております。修正案のほうを見ていただきますと、まだまだ高いんですけども、一応30%以下に引き下げになっております。

施設更新と耐震化を進めるための財源確保策としての料金値上げは、理解いたします。しかし、このコロナ禍での平均23%の引上げは、市民の暮らしへの影響が大き過ぎます。

次に、財源確保案を説明いたします。2点です。

まず1点目、隔月検針・毎月請求とすることで、1,300万円の経費を削減します。

茨城県南水道企業団水道運営審議会答申書には、隔月サイクルによりコスト削減を図ることとありますが、先日の議員全員協議会では、隔月サイクルへの移行は次回改定時期の

令和8年度を目指し、それまでは毎月サイクルを維持するとの説明がありました。値上げと2か月まとめたの支払い額というところの受け止めに想定してとのことと思いますが、コスト削減を後回しにして、その分を料金に転嫁することはできません。

隔月サイクルへの移行によって、人員の配置換えなどにより約8,000万円のコスト削減を見込んでいます。今回提案の隔月検針・毎月請求ですと、1,300万円の削減ということで、額はぐっと減るんですけども、令和8年度まで待たずに隔月サイクルへ移行するためのステップとして提案をいたします。

2点目です。構成団体からの出資金投入により、1億4,500万円の収入増を見込みます。

命をつなぐ水です。公共サービスとして受益者だけに負担を強いるのではなく、3市1町全体で資本増強し、支援する必要があります。事実、県がまとめている「令和元年度茨城県の水道」という報告があるんですけども、そちらで見ますと、県内で25の市町村が、水道会計に出資金を一般会計のほうから拠出をしております。

また、総務省から、例年、地方公営企業繰出金についての通知が出ており、令和3年度も出ています。その中には、地方公営企業法に定める経営に関する経営基盤を強化するため、毎年度、地方財政計画において公営企業繰出金を計上するとあり、この公営企業会計繰出しには、一部地方交付税措置も考慮するとなっております。

現在、茨城県南水道企業団が活用している国の補助金は、今のところ、地方交付税措置のある公営企業会計繰出金に該当していないということでございます。これは、これまでの企業団職員や協力業者等の努力により、他に比べると健全経営とみなされており、採択基準に該当していないからです。

いずれにしろ、国補助金があろうとなかろうと、企業会計が公共性と経済性を両立させるためには、ある一定のルールの下で一般会計から財政支援が不可欠であり、義務です。出資金がなければ、経済性だけになってしまいます。公共福祉のために、構成団体からの出資金拠出は必須であり、この議会で議決することで可能になる財源確保提案です。

以上の説明になります。御審議の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○佐藤隆治 議長

傍聴席の皆様申し上げますが、議場の秩序を乱さないように発言等はしないよう、慎んでいただくようお願い申し上げます。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、椎塚俊裕議員。

< 9番、椎塚俊裕議員 登壇 >

○9番（椎塚俊裕 議員）

議案第1号修正案に対して、質疑をさせていただきます。

今回の修正案は、原案に対して、少量利用者の救済という形で提案をされています。い

ろいろと御苦勞をされて提案をされてきたものと推察いたします。

しかし、一番の問題点は、財源確保にあると思っております。構成団体からの出資金を投入して1億4,500万円を充てるということでしたが、この繰出基準に基づいての出資金の繰入れということになりますけれども、この点は御所見をお伺いしたいと思います。

そして、同じく総務省の繰出基準についても御説明がございましたけれども、この基準に満たしているのかどうか、地方交付税等の措置がなくても、これはやるべきだというような御提案がございましたけれども、これは単年度のことでありませんし、各自治体、毎年補助金を出しているような形になっていきますので、もし、その点も地方交付税が仮に下りないということになったとしても、この修正案を提案するということで、その辺の御所見も一緒にお伺いしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

御質疑に御答弁申し上げます。

まず、総務省からの通達のほうなんですけれども、基準が、様々な規定がございまして、対象となるものによって、3分の1とか4分の1あるいは2分の1というものもございまして、ですが、先ほども申し上げたとおり、今、水道企業団のほうで補助を受けているものに対しては、繰出金を活用できるものとはなっていないのが現状でございます。

今後、料金改定によって、その基準が、今は、先ほども申し上げたとおり、経営が安定しているとみなされているためにその該当になっていないというのがありますので、そこが今後、料金改定をして更新をすることによって、企業債を発行し、償還金も増えていくということで、事実、経営状態は下がっていくであろうという予測が立てられています。そうなりますと、今受けられていない繰出金も地方交付税措置されるものになっていくという可能性も秘めております。

そして、その繰出金の総務省のほうの該当しなかったとしても、出資金は必要なのかというところの御質問ですが、そちらは、これも申し上げたとおり、公共の福祉という観点から、受益者負担ということだけではなく、しっかりと自治体がそこはカバーしていく、そういう必要があると考えております。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。9番、椎塚俊裕議員。

<9番、椎塚俊裕議員 登壇>

○9番（椎塚俊裕 議員）

2回目の質疑をさせていただきます。

活用できる状況になっていないということを理解の上でもやるべきだというお話でした

が、そもそも基準外の繰出しというのはもちろん御承知だと思いますけれども、地方公営企業団の経営原則を逸脱するものだと思います。

今後の経営状況については、まだまだ推測の域を脱しておりませんので、その辺も踏まえてお伺いしますけれども、例えば一般会計から繰り出すということは、例えば龍ヶ崎の場合で言わせていただきますと、残念ながらと申しますか、県南水道の加入率が、龍ヶ崎は、実はこの自治体の中で一番低くて約8割の加入率、税金から投入するというのは、2割程度の市民の方が県南水道の恩恵を受けていないということですので、そういう面も含めて、再度ちょっと一般会計から繰り出すということについて、御意見をお伺いしたいと思います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

御質疑に御答弁申し上げます。

龍ヶ崎ですと8割しか使用者がいないということなので、その税金を投入するのはどうかというお話なんですけれども、私は、反対に8割の人が使っているというところが重要なのではないかと考えております。

例えば、公共施設ですとか学校、そういうところでも、実際おうちで水道を使っていない方も県南水道の水道を使う機会はたくさんあります。そして、それ以外の龍ヶ崎以外は9割以上の方がその該当になっております。そこを9割しか加入していないから、税金投入できないという理屈は、私は反対なのではないかと考えております。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

ほかに質疑ありませんか。

12番、岩澤 信議員。

<12番、岩澤 信議員 登壇>

○12番（岩澤 信 議員）

岩澤 信です。それでは引き続き、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例修正案の提出について、質疑を行います。

先ほど椎塚議員の質疑にもありましたが、基準外の繰出しをこの構成団体で賄う、そのような見込みの前提として提出をされていますが、構成団体の同意が得られない場合、この修正案は実現できないこととなります。結果として、必要な財源が確保されず、施設更新が遅れることも想定いたしますが、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

御質疑に御答弁申し上げます。

私は、その同意が得られないかどうかということは、この場では関係ないといいますが、私たち水道議会の議員の役割として、これは公共の福祉として構成団体からしっかりと出資をするということを、私たち議員が決めることが重要なのではないかと考えております。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。12番、岩澤 信議員。

<12番、岩澤 信議員 登壇>

○12番（岩澤 信 議員）

ありがとうございます。事務局から御説明をいただきましたシステムの変更や利用者への周知など、これに関しては、半年程度は必要と報告を受けております。このようなまだ不確定要素がある中で、十分な周知期間を確保することができず、利用者にはまた混乱を招くのではないかと私は感じますが、その点についてお伺いいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

質疑にお答えいたします。

あくまでも今回の修正案は提案でありまして、不確定要素があるのは仕方がないことだと御理解いただいて、シミュレーションも全て想定の中になっておりますので、今後やはり詰めていくところだと私は考えております。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

よろしいですか。

○12番（岩澤 信 議員）

はい。

○佐藤隆治 議長

次に、13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

染谷和博でございます。出る気はなかったんですが、前もって根岸さんから、こういう議案を出すよという説明を受けておりました。受けておりましたけれども、その受けた説明と全く内容が違っていたので、これは聞かなきゃいけないなというようなことで出てま

いりました。

先ほど、龍ヶ崎が80%だよというような話がありました。基準外の繰出しをするのに、水道を使用していない市民に対しても負担を強いるわけですから、規定された以上の負担を強いていることになっていきますね。県南水道の普及率というのは85%です。準備が進んでいない地区では、水道を使いたくても使えず我慢している市民の方もおります。こういったことを考えると、水道を使えていない15%の市民の方にも、国の基準を満たさない手法で負担を強いるのはどうかな、公平という面では欠けるんじゃないかと思うんですが、先ほど公共施設でも使うんだからいいんだというような、非常に強硬な言い方でありまして、これ、水道が通っていない方が聞いたら怒るんじゃないかなというような言い方です。

また、先ほど言っていた、この改正案、これは一時的なものだから、また修正もあり得るというようなことを言われたんですけども、それで、どうして、こうやって私たちが決めたらいいのかというのが非常に不思議なんですけれども、その辺もお答え願います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

質疑にお答えいたします。

まず、使っていない方に対してどう説明するのかというところだと思うんですけども、やはりそこは、本当に直接払うこともやっています。受益者が負担は、まずします。そして、その不足分に関しては、公共の福祉という観点から公平に出すというところなんです。

もう一つ、何でしたっけ。

○13番（染谷和博 議員）

修正案を出して、またそれを修正する。

○11番（根岸裕美子 議員）

そこも、やはり今回は本当に公共の福祉という、低所得者層ですとか、本当に生活に直結して困っている方たちにもう少し配慮が必要だという、その1点から様々検討して、最終的に一番、方法として確実と思われるところとして2点を挙げてまいったところがございます。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

再度質問させていただきます。

また聞いたら、余計分かんなくなっちゃったんですが、要は、議会で決めたんだから、残り15%の人たちは払ってくださいよというふうに聞こえてしまったんですね、使ってい

なくても。やはり使っていない方に払っていただくというのは、非常に厳しいんじゃないかと。私のうちは県南水道ありますので、今回の値上げというのも、上がるのは嫌ですよ、上がるのは嫌ですけども、仕方ない部分があるのかなというふうに思いますけれども、全く県南水道を使ってない方が、上がるから、その分あなたたちも負担してねと言われて、はい、そうですかと、なかなか言わないんじゃないかなというふうに思います。その説明というのは、非常に難しいかなと思っております。

また、公営企業は、法によって、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てるとされ、独立採算で運営することが求められています。しかしながら、自治体の政策により、国が示す基準の範囲内における一般会計からの繰入れが認められています。この原則を破ることは、公営企業水道事業としての健全性を損なうということであると思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

質疑にお答えいたします。

一番最初に申し上げたとおり、地方公営企業法第3条において、地方公営企業が常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない、独立採算制も担保するけれども、公共性もしっかりと押さえていかなければならないと法律に定められておりますので、ここをしっかりと捉え、役割を果たすということでの提案でございますので、どうしても個人的なことに、15%の人にはどう説明するんだということにはなりませんけれども、しかし、やはり水道、命を守る水なんです、そこを結局、低所得者層の方たちに過度な負担を強いることによって、さらに生活が苦しくなる、そこは全体で、構成団体3市1町全体で、個人の受益者負担に上乗せするだけではなくて、しっかりと全体で見いきましょう、そういう提案になっております。御理解いただきたいと思えます。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。13番、染谷和博議員。

<13番、染谷和博議員 登壇>

○13番（染谷和博 議員）

今言われた根岸議員のことですと、それでしたら、県南水道に加入しているほかの皆様全体で負担するというほうが非常に合理的だと思うんですが、その辺いかがなんでしょうか。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

結局、今回の修正案は、平均23%を19.2%まで引き下げるという案になっております。ですから、皆さん個々に負担はしていただくんです。据置きだとか値下げの提案ではなくて、議会は、値上げは必要であると、しかし、23%いきなり上げるのではなくて、まずは20%以下に抑えておき、そして提案いたしました隔月サイクルですとか、様々な対策をしながら見ていき、そういうことでの修正案になっております。以上です。

○佐藤隆治 議長

3回目の答弁終わりました。

そのほか質疑ありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

討論は、原案賛成者、原案反対者、原案賛成者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案賛成者の方の発言を許します。

原案賛成者の方の発言を許します。

おりませんか。

2番、若泉昌寿議員。

<2番、若泉昌寿議員 登壇>

○2番（若泉昌寿 議員）

2番、若泉でございます。私は、茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部改正に賛成の立場で討論を行います。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をいたします。

政府による地震調査研究推進本部によりますと、首都直下型地震の発生する確率は、今後30年間で70%と予想されております。その報告の中で、企業団の給水区域も震度6の想定区域に入っており、多大な被害をもたらされることが予想されております。

一方で、水道運営審議会の答申でも明らかとなっているとおり、企業団の心臓部である配水場は、耐震年数を過ぎて使用している部分もあり、また耐震化率も他の事業体に比べて低い水準となっております。また、管路に至っては、現在の財政状況下で更新率は年0.3%であり、全体の耐震化が図られるために300年かかってしまう計算となっております。

令和元年10月に水道法が改正されました。その中で、全国で約3分の1の事業者で給水原価が供給単価を上回っている状況であり、計画的な更新のために必要な資金が十分に確保されていないという報告がありました。これらの課題解消するために、市町村に対しては、水道基盤強化計画を策定し、これをもって3年から5年をめぐり、適正な料金を設定することが義務づけられるようになりました。

企業団も水道運営審議会の中で、今後の財政状況の見通しも検討され、水道法の中で指摘されている全国の水道事業者と同様の状況にあり、また値上げせずに水道事業を運営してきたことも加わって、今後の事業費の資金確保が十分でないことが明らかにされております。さらに、企業団では管路の大量更新時期も到来しており、非常に厳しい経営状況であることも分かりました。

これからの健全な水道事業運営を維持していくため、次の世代に安全かつ強靱な水道事業の運営のため、また世代間の負担の公平性という課題も含めて、この時点で料金を改正することはやむを得ないものと判断し、条例改正の賛成討論といたします。以上でございます。

○佐藤隆治 議長

それでは次に、原案賛成者の方は、ほかにおりませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

次に、原案反対者の方の発言を許します。

4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。議案第1号茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今回の値上げ案は、平均で23%という案です。しかし、メーター口径20ミリで使用水量が10立米の場合、現行の家事用と比較して40%もの大幅な値上げとなります。独り暮らしの高齢者や若者、シングルマザーなどにとっては、非常に大きな負担を強いることとなります。総額で約10億円にもなる負担を水道使用者のみに強いる、市民生活に大きな影響を与える値上げはすべきではないと思います。

先ほどの質疑でも話題になりました3月に配布された「茨城県南水道企業団の運営について」と題されたチラシには、値上げについては一言も書かれておりません。審議会の答申については、料金改定については市民の利用者の理解を得るために周知すると、これはちゃんと書かれています。ところが、肝心の企業団の運営状況については、あれこれ資料を並べつつ記載されていますが、肝心の料金改定、値上げしますよと、この一言を入れておけば大きく違ったと思います。そのように値上げについての市民への説明は、非常に極

めて少ない。

例えば、先ほどの質疑の中での答弁にもありましたけれども、住民説明会、確かに行いました。各自治体の広報に案内がありました。どういうタイトルかというと、「茨城県南水道企業団住民説明会開催」これがタイトルです。さて、どんなことをやるのか。中身については、企業団の現状と今後の将来予測の結果についてお知らせする、分かります、これ聞いて。値上げという言葉は、どこにも入っていないんです。料金改定についての説明会、そう書けば、市民、住民はもっと興味を持って、関心を持つはずです。わざとそれを隠したのではないかと、そう思えてなりません。

水道問題を考える会が、今回、請願書面を提出していますが、その請願書面用紙と一緒にチラシを配りました。そのチラシを見て、初めて値上げについて知ったという市民がほとんどです。全く住民に、市民に知らせないままに、値上げ案、議会にかけること自体がちょっと信じられないやり方ではないかと、そういう点からも、この議案について非常にやり方、そして市民生活に大きな影響を及ぼす値上げであること、そういった点から、この議案第1号に反対します。議員各位の賛同をお願い申し上げて、反対討論といたします。

○佐藤隆治 議長

次に、修正案反対を含む原案賛成者の討論はありますか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

それでは次に、修正案に対する賛成者の方の発言を許します。

討論ありますか。

よろしいですか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから、まず、修正案を採決します。

念のため、再度申し上げます。

修正案の採決です。この採決は、起立によって行います。

11番、根岸裕美子議員から提出されました議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成の議員は起立を願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決します。

議案第1号 茨城県南水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成多数です。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決しました。

◇日程第5 請願第1号

○佐藤隆治 議長

日程第5、請願第1号を議題とします。

今期定例会において本日までに受理した請願は、お手元に配付の文書表のとおりであります。

紹介議員の説明を求めます。請願第1号 水道料金の値上げをしないことを求める請願について、4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

請願趣旨を読み上げて、提案説明に代えさせていただきます。

水道料金の値上げをしないことを求める請願書。

水は、私たちの命の源であり、市民生活に欠かせない大切なものです。県南水道企業団水道運営審議会は、2020年12月に水道料金の大幅値上げ答申を出しました。2022年度は現行の23%増に、2026年度は34%の増、その後5年ごとに値上げし、2066年度は72%増にするという案です。さらに、料金体系も変更になります。

値上げの要因を、老朽施設の更新費用の負担等とのこと。国補助が高かった時期に積極的に進めなかったツケが大きな負担となっています。県南水道は、100%県から水を買っています。過大な人口予測を基に契約水量が県から押しつけられており、使わない分まで負担させられ、県南水道の経営に必要な以上の負担増となっています。

県南水道の企業努力を求めることはもちろんですが、国の補助率を上げ、県との契約水量の見直しによって、利用者の過大な負担増はやめるべきです。よって、下記の項目について請願します。

請願項目1、水道料金の値上げは行わないこと。

2、茨城県との契約水量を見直し、県水の値下げを求めること。

3、国に対し、施設の更新などへの補助率を上げるよう求めること。

以上です。

○佐藤隆治 議長

以上で紹介議員の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

◇討論

○佐藤隆治 議長

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まずは、反対の方の発言を許します。

おりませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

次に、賛成の方の発言を許します。

10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。請願第1号水道料金の値上げをしないことを求める請願書について、採択されるよう討論を行います。

県南水道企業団水道運営審議会は、2020年、水道料金の大幅な値上げの答申を出しました。来年度は現行の23%増、2026年度は34%増、その後5年ごとに値上げをし、2066年度には72%増にする案で、料金体系も変更になります。

値上げの原因を老朽化施設の更新費用と、国庫補助が高かった時期に鉛管、石綿管の更新を積極的に進めなかった経緯もあります。県南水道は、100%県から水を買ひ、住民に供給しています。過大な契約水量を県から押しつけられ、昨年度は使用量との差額、約1億3,500万円を負担しました。過去10年間では、約15億3500万円もの負担をしています。これからも、この負担は続きます。こうした負担をしながら、値上げは到底考えられることではありません。4人家族で口径20ミリで月24立方メートル使用の場合、1か月4,340円が5,880円となり、約35%の値上げです。

この署名を集める中で、今でも高い水道料金、なぜ上げるのか、コロナ禍で暮らしが大変なのに値上げはとんでもない、子育て世帯にとっては大変で、値上げはやめてください、

御夫婦とお子さん2人と暮らしている方は月6,000円で、今でも高いのに、それが34%になれば約8,000円、1年間10万円なんて考えられない、その先も5年ごとに上げれば引越すしかありません。使っていない分まで払っていることを知り、値上げには反対です。

また、大阪から越してきて水道代が2倍になった。1人暮らしで友人もおりませんが、私1人の署名ですが、よろしくお願ひしますと、お手紙が添えられた署名が届きました。この署名は、御自分で切手を貼り、郵送で届いた署名は約500通になります。

今回の値上げは、市民説明会を2回開いただけです。ほとんどの方が値上げは知らないと言っています。大幅な値上げで市民生活に大きな影響を受ける施策は、事前に市民に説明をすべきです。施設更新には多額の費用がかかります。安心、安全の水の供給には、国の補助率を上げるべきではないでしょうか。住民の皆さんの思いをしっかりと受け止めていただき、この請願を採択されますようお願いをいたします。

○佐藤隆治 議長

そのほかありませんか。

<発言する者なし>

○佐藤隆治 議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

◇採決

○佐藤隆治 議長

これから請願第1号 水道料金の値上げをしないことを求める請願を採択します。

この採択は、起立によって行います。

請願第1号 水道料金の値上げをしないことを求める請願を採択することに賛成の議員は起立願ひます。

<賛成者起立>

○佐藤隆治 議長

賛成少数です。したがって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

ここで、10分間休憩をいたします。16時15分までになります。

休 憩 午後4時05分

再 開 午後4時15分

○佐藤隆治 議長

それでは、休憩前に引き続き再開します。

◇日程第6 一般質問

○佐藤隆治 議長

日程第6、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。5番、杉森弘之議員。

<5番、杉森弘之議員 登壇>

○5番（杉森弘之 議員）

改めまして、こんにちは。牛久市議会の杉森弘之でございます。5点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

第1は、配水管路・施設の更新についてであります。

水道管の法定耐用年数40年については、総務省が減価償却の計算のための構築物に適用しているもので、水道管の場合は40年となっているものです。東京都の水道局の担当者は、この40年という数字はほぼ意識していない、40年来の更新など無理な話で、それこそ現実的でない。東京都は、法定年数よりも水道管の材質を重視して更新作業に当たっていると明らかにしています。

この面で、県南水道企業団が、厚労省の管路更新基準実使用年数等を参考に最長80年とし、水道管の種類や布設状況などに応じて、独自に定めた使用限界年数に合わせて更新するという基本的考え方は適当なものと考えます。

しかし、問題は、その使用限界年数に近い老朽化した施設や設備が多くある状況をつくってしまった、なぜつくってしまったのか、ということであります。老朽化も、年数もはっきりとした問題であるにもかかわらず、年間更新率0.4%などという低レベルに抑え、配水管路・施設の更新を長期に遅らせた理由・背景について、説明を求めます。

また、この更新ペースでは無理があるというふうに判断をした時期はいつなのか、その点についても答弁を求めます。

第2は、水道料金の実質的な長期据置きについてであります。

人員や県水との契約水量の圧縮等、県南水道企業団が財政支出を圧縮するために努力されてきたことは認めます。人口と利用水量の減少や管路・施設の老朽化等の中で、国や県、構成自治体の補助等を増やす努力もさらに求められます。

お聞きしたいのは、なぜ、23%もの大幅値上げをしなければならないほど、財政圧迫の状況を放置したのかということであります。長期的な人口変動と管路・施設の老朽化等の見通しに立つならば、もっと早く適切な対応ができたのではないかと考えられますが、企業団の説明を求めます。

第3は、検針・集金の隔月化についてであります。

隔月化については、本年2月9日の全員協議会では、隔月検針・隔月請求に移行すると

明記されていまして。それが、7月1日の全員協議会で突如、令和8年度へ4年間も先送りすると提案され、驚きました。しかも、その先送り理由が、値上げと同時に2か月請求では、市民に大きな負担感を生じさせるからというものでありましたので、その意味では二重の驚きでありました。

そもそも市民に料金の値上げをお願いする際には、支出減のためにも、これだけ努力いたしましたが、それでも財政困難なため、願いますというものではないでしょうか。それが、財政支出の削減ができるものを先送りしておきながら値上げをするということでは、不要な支出を市民に負担させる、つまり回避できる経済負担を市民に強制するというところにほかなりません。それは、削減額の多少の問題ではありません。基本的な姿勢の問題であります。こんなことが許されるのでありましょうか。その上で、何点かお聞きいたします。

まず、毎月検針・集金をしている事業団体は、類似団体では66.67%だそうです。県内での数、割合はどの程度か、既に2月の全協資料にもありますが、確認の意味でお聞きいたします。

次に、検針費用額と水道事業経費に占める割合、隔月にした場合の削減効果。

次に、集金費用額、すなわち請求費用額に相当するものですが、それと水道事業経費に占める割合、隔月にした場合の削減効果。

次に、水道料金の値上げを企図しながら、隔月化という支出削減の努力を怠る理由をお聞きします。

そして、県内でも12.77%実施しているそうですが、検針を隔月に、集金あるいは請求を毎月にした場合の削減効果を聞きます。

第4番目は、コロナ禍への対応についてであります。

今回の料金改定の議論は平時から始まっていますが、途中から、コロナ禍の緊急時での議論となったのではないかと思います。しかし、コロナ禍という緊急時への配慮が全く感じられません。地方公営企業法は、第3条、経営の基本原則として、地方公営企業は常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないと定めています。経済性の発揮は必要ですが、現在のコロナ禍という緊急時に水道料金の23%という大幅な値上げが、水道事業の目的である公共の福祉に反すると考えないのでありましょうか。

そこでまず、水道料金の値上げを検討してきた過程で、コロナ禍への対応、配慮について、どのような議論がなされてきたのか伺います。

次に、現行の水道料金への減免制度については、既に回答がなされておりますので省略いたします。

現在、コロナ禍が拡大、長期化する中で、全体的な景気低迷だけでなく、上昇と下降の二極化が世界的にも、国内的にも、業種的にも、富の分配についても急速に進行していま

す。特に、国内の飲食業、旅行業、宿泊業の打撃は大きく、またコロナの影響で勤務シフトが半分以下になり、休業手当も受け取っていない実質的失業者のパート・アルバイトは146万人に上り、失業者197万人、休業者244万人に迫る規模とされています。

そのため、コロナの影響で困窮する世帯に政府のお金を無利子で貸す特例貸付け、すなわち緊急小口資金、総合支援資金の利用額が6月25日現在で1兆円を超え、リーマンショックの影響を受けた2009年度の50倍以上に膨れ上がっているそうであります。優先的に考慮すべきは、市民の負担の増加ではなく軽減ではないでしょうか、23%という数字の意味をどのように考えているのでありましょか。

最後に、第5番目に、水道料金の改定周期についてであります。

水道事業を取り巻く環境、とりわけ国や県の施策の急激な変化は、5年周期の水道料金改定では対応できないのではないかと考えますが、企業団の考えを聞きます。

次に、水道事業に係る環境、とりわけ国の補助事業や県水からの受水契約量、料金等の動向について伺います。

以上でございます。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

杉森議員の御質問にお答えいたします。

初めに、配水管路・施設更新が遅れた理由についてであります。これまでは普及率の向上を目指して新設管路の布設替工事を中心に行い、管路更新については、主に下水道工事や道路改良工事に併せて更新していくことで、極力コストをかけずに更新を進めてまいりました。

平成21年度の牛久配水場更新工事の資金不足による財政の立て直しを図る必要が生じたため、事業抑制を行ったことが、管路更新が進まない要因となりました。配水場整備更新につきましては、メンテナンスを行い、施設の延命化を図りながら、更新工事も行ってまいりましたが、大規模な更新工事におきましては、財源不足の影響により更新時期が遅れました。

次に、長期に水道料金を据え置いた背景につきましては、昭和59年の料金改定後、平成21年度に内部留保資金5億円を割り込む状況が生じました。平成22年度より建設改良費の抑制を図り、職員採用抑制など徹底したコスト削減を行ってまいりました。また、平成21年度から下水道料金徴収業務、平成24年度から利根町水道事業統合と事業拡大を進め、収益の向上を図ってまいりました。このように事業抑制、コスト削減、業務拡大を行いながら、料金体系を維持してまいりました。

しかし、平成29年度より、これまで先送りしてまいりました大規模施設の更新に着手し

たこと、また管路更新にも取り組み始めましたので、これにより企業債残高が増加し、同時に内部留保資金の減少も起こりました。

さらに、今後、加速度的に増加していく老朽管路を更新していくためには、さらに多額の財源が必要となります。現状の料金体系で施設更新を進めていくことは、財政破綻を招くことになるため、今回の料金改定を行うものであります。

次に、県内で毎月検針・集金している事業団の数、割合であります。県内43事業体中、27事業体が毎月検針・毎月請求を行っており、割合については62.8%であります。

次に、検針費用と集金費用を隔月にした場合の削減効果についてであります。まず、隔月化した場合の検針に係る費用の削減効果は年間約2,576万円で、収納に係る費用の削減効果は約2,171万円と起算され、合計額は4,747万円となります。しかし、それに応じて、下水道の負担金算定基礎となる経費も圧縮されますので、下水道料金徴収事務負担金が減額となります。つまり企業団にとって減収となり、その分を差し引きますと、効果は約2,516万円と試算しております。

次に、検針を隔月、収納を毎月とした場合の削減効果であります。同様の方法で試算しますと、約1,365万円となります。

次に、水道事業経費に占める割合であります。水道事業費用53億1,853万円のうち、業務費は3億2,174万円で、業務課18名のうち検針業務は6名です。検針に係る費用はおよそ1億724万円と試算され、水道事業からの割合は2.0%となります。同様に、収納業務5名で8,937万円と試算され、水道事業費用からの割合は1.7%となります。

また、この効果額のほかに隔月検針・隔月収納を行った場合、検針に当たる業務の人員を3名削減することが可能であることを考えており、その人員を技術系部署に再配置することで、外部へ委託している設計費の削減を見込んでおり、その額は約5,860万円となります。ただし、工事施工の設計は経験及び技術を要しますので、よって、この再配置により1年目からすぐにこの効果が期待できるものではありません。令和8年度の隔月サイクル移行へ向けて、職員の計画的な人事異動、育成を行ってまいります。

次に、水道料金の値上げを企図しながら支出削減の努力を怠ったことではありますが、隔月検針・隔月収納に向けて内部検討を行いました。今回の料金改定で、2か月分の請求となることで、1回当たりの請求額が増えることへの負担感が大きいものと判断いたしました。

また、高度成長期に築造された戸建て住宅にも宅地内漏水が近年多発しており、令和2年度は、宅地内漏水に伴う減免処理件数が253件、上下水道合わせて減免対象が約1,200万円となっており、このほか減免対象外のトイレ及び器具漏水を含めると相当数あり、隔月検針にした場合は、漏水量が増大することによって、さらにお客様の負担が増えることとなり、企業団としても減免による損失が増えてしまいますので、毎月検針することにより漏水を早期に発見することができるというメリットも考慮いたしました。

また、検針時において異常水量が確認できた場合は、担当職員が訪問を行い、市町からの依頼でもある見守り隊の役目も果たしております。ただし、杉森議員も御指摘のとおり、隔月検針・隔月請求のサイクルに移行することでコスト削減が図れますので、先ほど申し上げた各課題に取り組み、令和8年度の目標にスムーズに移行できるよう計画的に取り組んでまいります。

次に、水道料金の値上げを検討してきた過程でコロナ禍への対応・配慮であります。令和2年3月18日付で厚生労働省より通知されました新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応についてにより、お客様から新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減り、納入期限までの支払いが困難であるなどの問合せがあった場合は、個別に適宜、納入期限を延長し、支払いを猶予することへの柔軟な措置を行ってまいりました。令和2年度の支払い猶予状況であります。件数は75件、金額で166万3,915円となっております。

次に、まず考慮すべきは、市民の負担増加ではなく軽減ではないか、23%という数字の意味を考えたかについてであります。高度経済成長期に整備した配水管・配水施設の更新及び耐震化を早急に行わなければならない、負担を軽減することは難しい状況であります。営業活動で利益を生み出すことは困難で、更新費用が大きく不足するため、お客様におきましては、コロナ禍の状況であります。安心、安全、強靱な水道を将来へ継続していくために、令和4年4月の料金改定で平均23%の値上げに御理解をお願いいたします。

次に、水道事業の逼迫化を考慮しても、コロナ禍で困窮する市民に対する負担増は極力減らし、その後調整すべきではないかについてであります。現行の料金体系のまま更新工事を継続した場合、数年度には収益的収支が赤字となり、財政危機に直面することになり、コロナ禍であります。調整することは難しい状況であると考えております。

また、この急激に増加していく老朽化施設を更新していくためには、これ以上、更新を先送りすることはできないと考えております。先ほど答弁いたしましたとおり、更新及び耐震化を推進し、管路更新率1%を実現するために料金改定に御理解をお願いいたします。

次に、水道料金の改定周期について、水道事業を取り巻く環境の急激な変化は、5年周期の水道料金改定では対応できないのではないかと御質問についてであります。まず、水道料金につきましては、水道法によりおおむね3年から5年ごとに施設の更新需要を反映させた長期的な収支見通しを試算し、その期間内に必要な費用を賄うことができる適正な料金水準を確保することとされております。

また、審議会におきましては、この算定期間につきましても審議していただいております。当初、私ども事務局案としては、おおむね5年ごとの見直しを提案させていただきました。御審議いただく中で、審議委員の方から、5年ごとの見直しでは市民の負担感が大きいことから、より長い期間として10年程度の算定期間とすべきではないかという御意見があり、委員の皆様から多数の賛同を得ておりました。

しかしながら、このたびの改定案におきましては、用途別から口径別への料金体系の移行があり、37年という長期にわたって料金の見直しを行っていなかったことから、その影響を予測しづらいという点、また今後の社会情勢や需要の変動を考えますと、より精度の高い、短期間での予測に基づいて算定したほうが、より適切な料金水準を設定できるということから、最終的には原則5年ということで答申を頂いております。そういった審議会の結果を踏まえ、このたび議案におきましても、経営戦略、水道運営審議会の方針に基づき算定期間を設定しております。

次に、水道事業に係る補助事業、県水からの受水契約量と料金等の動向についてであります。まず補助事業につきましては、先ほど北島議員の議案質疑でお答えしたとおりとなりますが、現在の交付金制度の傾向といたしましては、水源施設に係るものや広域化を推進するための事業、また、施設の維持に多額の費用が必要な事業や料金水準が高い事業体に対して優先的に交付するよう、制度の設計がなされています。

次に、県水からの受水契約量と料金等の動向についてであります。まず、現在の受水契約水量は9万375立方メートルとなっております。

また、今後につきましては、先ほど染谷議員の議案質疑でも御説明いたしましたが、県西への水融通に伴って、遅くとも令和12年度、目標といたしましては令和9年度頃を目安に、現在の契約水量から5,700立方メートルを減量することとされておりましたが、その後のさらなる交渉の結果、これをさらに6,800立方メートルまで拡大するというので、今年度、企業局より報告がありました。金額といたしますと、現在の水準と比較して約1億円の経費削減効果が見込まれます。

受水に係る料金につきましては、県南広域と比べて料金水準の高い県西広域との統合ではありますが、今後10年間につきましては料金据置きということになっております。なお、10年経過後につきましては、このたびの統合を理由とした料金の統一は行わないとされております。

しかしながら、水道料金につきましては、我々末端給水事業者同様、水道法に基づき定期的に見直す必要がありますので、用水供給事業者である県企業局の料金が改定される可能性は否定できません。

また、これまで実施してまいりました受水費値下げの要望活動につきましては、旧県南広域受水8団体で協力しながら、引き続き実施していく予定であります。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

会議の都合上、本日の会議をあらかじめ延長いたします。

5番、杉森弘之議員。

< 5番、杉森弘之議員 登壇 >

○5番（杉森弘之 議員）

1点だけ再質問をさせていただきます。

私は、コロナ禍への対応ということが、一番言いたいところでございます。コロナ禍で困窮している市民の生活状況、こういうものに、この企業団として、そしてその議会として、ほとんど考慮しない形で進めていいのかどうか。この値上げの問題や何かについても話されてきたという当初は、いわゆる平時でございますから、今の緊急時とはまるっきり違います。その中で議論をされてきた結果を、そのまま今の緊急時の中で押しつけていく、それが市民に果たして理解されるのかと、このことを私は深く憂慮するものであります。

これを全部取っ払ってやるかどうかというのも一つの考えですけれども、大きく減額をして値上げをするというのも一つの考えではないかと思えます。そして、それらを含めて5年先までそれを全部同じようにやっていくのかどうかというのは、全く別の話ではないかというふうに思います。

私は、何しろ今のコロナ禍に対する対策を、この企業団として、そして議会として考えていくべきではないかと、そのことを必要ではないかというふうに思うわけではありますが、企業団の考え方をお聞きいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

杉森議員の御質問にお答えしたいと思います。

コロナ禍での企業団のということですが、先ほど質疑に答弁しましたが、令和2年度の支払い猶予の現状というものを御答弁させていただきました。件数は、令和2年、75件です。金額で166万円弱です。この金額とこの件数がどうだと言われて、判断ができるかということは、各自、各議員も、杉森議員も、多い少ないという議論はなかなか難しいとは思いますが、厚労省から通知がありまして、猶予の政策を取りましたが、コロナ禍、この県南地域に関しては、思った以上に、全国的な割合と違い、猶予に対する申出もあまり多くなかったというふうに企業団としては考えておりまして、この令和2年中のコロナの時期に企業団としてどういうふうな形で対応してきたのかということ、猶予をすることによって、その件数を算定し、困っている方、困っていない方、いろいろいると思いますので、トータルで考えると75件で令和2年度は済んだというふうに考えて、料金改定のほうへシフトしたということになります。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで杉森弘之議員の質問を終わります。

次に、11番、根岸裕美子議員。

<11番、根岸裕美子議員 登壇>

○11番（根岸裕美子 議員）

根岸裕美子でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私からは、大きく3点について一般質問をいたします。

まず第1に、国庫補助金を最大限に活用するための方策について伺います。

令和3年度予算に、国庫補助金1億2,234万円が計上されております。こちらの総事業費、補助金割合など、詳細をお伺いします。

また、この令和3年度予算の国庫補助金について、構成団体から地方公営企業繰出金を受けることのできる金額及び、そのうち地方交付税措置される金額をお伺いします。

そして、今後の地方公営企業繰出金の活用の見通しについてお伺いいたします。

2番目です。管更新率を上げる方策についてお伺いします。

運営審議会答申では、1.25%以上のペースで管路を更新していくことが必要とされていますが、これを1%に下げた理由についてお伺いします。

今後、高齢化がますます進み、生産人口が減っていきます。今、協力業者さんに若い人を雇用、育成してもらい、更新を進める体制を保持していただかなければなりません。この10年が勝負だと考えております。現在の工事業者の現状をお伺いします。1%を超えて更新できるだけのキャパシティはあるのでしょうか。

同じように、企業団内の技術系職員の増員、育成、技術継承が必要です。具体的な計画についてお伺いします。

そして最後に、利用者への情報提供、広報活動についてお伺いします。

4月25日に一般市民向けの説明会を開催、各構成団体議会での説明、また要望があれば何度か説明会を開催していると思います。審議会答申結果の説明、情報共有状況と今後の予定についてお伺いします。

今回、料金改定提案に伴い、運営審議会の内容を調査、研究いたしました。その際、必要となったのが審議会会議録と開催時の説明資料です。会議録はホームページに掲載されていましたが、説明資料は確認することができませんでした。協議内容を把握するためには、説明資料が必要でした。資料もホームページ掲載するべきと思いますが、どうお考えか伺います。

そして、今後の料金改定についての広報活動の具体的な計画をお伺いします。以上です。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

根岸議員の御質問にお答えいたします。

初めに、令和3年度予算における国庫補助金1億2,234万円の内訳についてであります。総事業費が5億4,675万7,000円、補助対象事業費が4億8,936万5,000円、国庫補助金

が1億2,234万円となります。

事業内容につきましては、先ほど北島議員の御質問でお答えしました重要給水施設配水管耐震化事業でありまして、令和3年度は藤代配水場、戸頭配水場、若柴配水場2期、三つの事業を予定しております。

次に、国庫補助金について、構成団体から繰出金を受けることのできる金額は幾らであるかではありますが、現在利用している重要給水施設配水管耐震化事業につきましては、総務省が示している繰出基準に該当するものはございません。したがって、国庫補助金を対象とした繰出金につきましては、現時点で受けられないこととなっております。

今後の活用の見通しについてであります。繰出基準の中でも、義務的なものとそうでないものがありますが、今後、繰出基準に該当するものが出てくることになりましたら、その都度検討してまいります。

次に、管路更新率を上げる方策についてであります。まず、管路更新率を1.25%ではなく1%に設定した理由につきましては、先ほど北島議員の議案質疑で御回答したとおりでございます。

次に、工事請負業者の現状についてであります。令和3年、4年度の建設工事における水道施設業の許可を受けている一般競争入札及び指名競争入札参加者が、給水区域内に78社、区域外で132社となっており、今後の更新工事にも十分対応できるものと考えております。

次に、技術系職員の増員、育成、技術継承の具体的な計画についてであります。新規採用職員の募集では、今年度も土木技師の募集を行っております。育成につきましては、平成31年度に職員資格取得助成金交付要綱を策定し、自己啓発の取組を支援しております。2年間の実績ですが、事務系1名、現場系2名に交付を行いました。

また、各種研修制度も積極的に活用しております。技術継承につきましては、再任用職員を技術部署に配置し、その経験を生かし、若手職員への育成、教育に取り組んでおります。

次に、審議会答申結果の説明、情報提供状況と今後につきましては、先ほど伊藤議員の議案質疑でお答えしたとおりであります。

次に、審議会開催時の説明資料のホームページへの掲載についてであります。当企業団における水道運営審議会におきましては、料金改定を含む検討も行っており、説明資料には複数の料金案などが記載されていることから、公正な意思決定に支障を及ぼすおそれがございますので、審議会の段階で公開はしておりません。

また、審議会閉会后は、御審議いただいた結果である答申書を公表しており、その旨、広報紙やリーフレットなどでお知らせしております。その意思形成過程の情報を公表することは、混乱を招くおそれがあること、また答申書の内容で審議の内容を周知することにもなりますので、公開する予定はございません。

次に、料金改定についての広報活動の具体的な計画についてであります。これにつきましては、先ほど同様、伊藤議員の議案質疑でお答えしたとおりであります。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで根岸裕美子議員の質問を終わります。

次に、10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

日本共産党の伊藤悦子です。通告に従いまして、二つの一般質問を行います。

初めに、暮らしを圧迫する水道料金の値上げをしないためにです。

当企業団は、県から水を買ひ、利用者である住民へ供給しています。県から買う浄水費の使用量と契約水量の差は、住民が負担します。契約水量を使用量の実態に合わせることにについてです。昨年度は、県との契約水量は9万370立方メートルに対し、使用実績は8万1,604立方メートルです。その差額、約1億3,570万円を過大に県に払っています。そこで、お聞きいたします。

一つ目に、どれだけ住民が過大な負担をしているのか、過去10年間の実績と今後10年、20年の推計は幾らになるのか、お聞きをします。水量と金額をお願いいたします。

二つ目に、料金値上げをしないためには、県の契約水量を実態に合わせることに、先ほども言いましたが、企業団は、契約水量の削減は、県西広域水道との統合で実施するとのことでした。昨年この統合が実施され、削減は当初より早くなり、令和9年度5,700立方メートルということでした。3月議会では、一部現状について、令和5年、6年度を目指すことと県から回答があり、企業団はさらに減量を県に働きかけるという御答弁でした。住民が過大な契約で料金を払ってまで、水道料金を上げるなど許されません。令和4年度からの実施はどうなるのか、お伺いをいたします。

三つ目は、今後、人口減少や節水などで使用量が減少し、契約水量との差は、先ほど示されたように増加し、利用者である住民負担はますます増加し続けます。過大な人口推計に基づいた契約水量は、国、自治体の責任と考えます。国・県に負担を求めることについてお聞きをいたします。

2点目です。議会に、水道料金を値上げしないことを求める請願書、先ほど審議がされたわけですが、この9,560筆が提出をされました。今日の傍聴者は40人です。値上げをしないでほしい、こうした住民の切実な思いです。こういうことをどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

次に、八ッ場ダム水源開発についてです。

一つ目は、過大な水需要を予測して、八ッ場ダムが建設をされました。来年度より、そ

の費用負担が発生するといいます。改めて、負担理由についてお聞きいたします。

二つ目は、その負担額と算出根拠についてです。

三つ目は、水は、生活にとって、なくてはならないものです。水道事業は、国と自治体の責任で行うべきです。整備の費用は国・県に求めることについて、お聞きをいたします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

伊藤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、水道料金の値上げをしないためにということで、契約水量と実際の1日最大給水量の差についてであります。まず、水量といたしましては、過去10年間の平均で約1万1,000立方メートルの差が生じています。また、今後につきましては、令和9年度に契約水量を6,800立方メートル減量すると仮定いたしますと、令和元年度までの実績に基づいた予測では、10年後には約1万5,000立方メートル、20年後には約2万1,000立方メートルと、人口減少等を要因として、その格差が拡大していくことが予想されます。

次に、その金額であります。過去10年間の平均で年間約1億7,000万円の差が生じています。また、今後につきましては、10年後には約3億3,000万円、20年後には約4億4,000万円と水需要の減少に伴って、こちらもその差が拡大していくことが予想されます。

しかしながら、これまでも御説明してまいりましたとおり、県企業局の料金体系は、基本料金と使用料金による二部料金制となっており、基本水量の算定の基礎となる計画1日最大給水量を使用料金のように実態に合わせて変動させてまいりますと、県の用水供給事業としても資産を維持していくことができなくなりますので、御質問いただいた要件で予測することは現実的ではありません。

次に、契約水量の減量の時期についてであります。こちらは先ほど杉森議員の御質問でも少し御説明しましたが、現在、県企業局から示されておりますのが、遅くとも令和12年度まで、また、この時期を令和9年度まで前倒しすることを目指して、水融通に係る施設整備を完了させ、先ほど御説明しました水量を全量減量するということでもあります。

ただし、施設整備の進捗状況により、一部融通が可能となれば、順次減量を行うということになっております。県企業局といたしましても、できる限り早期に水融通を実施できるよう施設整備を進めていくということではありますが、水融通を受ける県西の受水団体においても施設整備が必要となることから、県企業局の工事の進捗状況だけでなく、当該団体の進捗状況も影響してくることから、その時期については、いまだ明確に示されておられません。

現在のところ、来年度、令和4年度に減量を実施するという事は、整備の進捗状況を考えても実現は困難と言わざるを得ませんが、県企業局に対しましては、引き続き水融通

を早期に実現できるよう要望してまいります。

次に、今後、水需要の減少が見込まれる中で、水道事業者のインフラ整備に対して、国、自治体がより多くの負担をすべきとの御質問であります。御存じのとおり、水道事業は独立採算により必要な経費を水道料金によって賄うことが原則となっております。

ただし、利用可能な補助制度や交付金、また水道料金によって賄うべきではない費用等に係る繰入れ等は活用してまいります。それ以上の負担を国や自治体に求めることは、その原則を無視することになりますので、今後も法令に基づいた事業運営を図ってまいります。

次に、水道料金を値上げしないことを求める請願9,536名の署名をどのように認識しているのかについてであります。今回の請願書は多くの方々の切実な思いと重く受け止めております。請願根拠の一つであります茨城県との契約水量を見直し、県水の値下げを求めることではありますが、契約水量見直しについては、企業団独自に値下げ要望活動を行ってまいりました。また、県水の値下げについては、県南地域の受水8団体で要望活動を行っております。

契約水量の見直しに関しましては、県南西用水供給事業の統合により、令和9年度を目途に、企業団契約水量から6,800立方メートルが県西地区に融通することで、減量が行われることとなります。今後は、さらに茨城県に対して、県西地区への水融通を早期に進めるよう強く要望して、契約水量の減量に努めてまいります。

また、国に対して、施設の更新などの補助率を上げるよう求めることについては、これまでも日本水道協会、全国企業団協議会を通じて、補助率の引上げの要望活動を進めてまいりました。今後も、日本水道協会、全国企業団協議会と連携を取りながら、要望活動を進めてまいります。

請願項目の趣旨になります水道料金の値上げを行わないことについてであります。議案審議でも御答弁させていただきましたが、料金改定は、集中的に整備された施設が順次更新時期を迎えること、また、近年懸念されている大規模災害の発生に備えるためにも、耐震化を早急に進めなければならないことなどの理由により、審議会からの答申に基づき、給水条例の一部を改正する条例を提出させていただきました。今後、5年ごとの見直しは、さらなる経費削減に努め、改定率を下げられるよう努力してまいりたいと考えております。

次に、八ッ場ダム水源開発についてであります。県企業局に改めて内容を確認いたしましたので、お答えいたします。

八ッ場ダムに係る県南広域用水供給事業の費用負担につきましては、八ッ場ダム建設による利水事業に参画しているため、ダムが令和元年度に完成されたことに伴い、令和2年度から管理費負担金、令和3年度からは減価償却費が継続的に発生することとなっております。また、それぞれの令和3年度の予算の金額につきましては、管理費負担金が7,500万円、減価償却費が3億7,600万円となっております。

これらの算出根拠についてであります。管理費負担金は、年間の維持管理に要する費用分となり、国土交通省から示された金額を計上しており、減価償却費は、建設負担金を地方公営企業法に基づく減価償却年数に応じて計上していると回答を頂いております。

次に、費用負担を国・県に求めることについてであります。既に国や県においても、補助金等によって税金を原資とした多額の投資を行っているかと思いますが、県南広域用水供給事業が利水事業に参画している以上は、受益者負担の原則ということを考えますと、一定程度の費用負担はしていく必要があると考えております。

しかしながら、現時点におきましては、八ッ場ダムが完成したことに伴い発生する費用が影響して受水料金の値上げが行われる予定はないとの報告を、企業局から受けております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。10番、伊藤悦子議員。

<10番、伊藤悦子議員 登壇>

○10番（伊藤悦子 議員）

2回目の質問をいたします。

請願については、重く受け止めているということですので、ぜひ形にして表していただきたいなんていうふうに強く要望をしておきます。

次に、八ッ場ダムのことなんですけれども、費用の負担は今ないということなんですけれども、私は、それは当然だというふうに思うところがあります。というのは、県南広域水道は、今まで黒字ですし、その分を住民に還元したのかといたら、還元はしていないわけですから、そこは当然だと思っているところです。

さて、水が、先ほども言いましたように、住民にとって本当に欠かせないものです。負担がないということなんですけれども、今後この負担が本当にずっと続いてほしいなと思うところなんですけれども、その辺のことについては、企業局へぜひお話をしていただきたいなと思いますけれども、その取組についてはどんなことを考えているのか、お伺いをします。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。山下 聡経営企画課長。

<山下 聡経営企画課長 登壇>

○山下 聡 経営企画課長

伊藤議員の御質問にお答えします。

企業局の料金ということでもありますけれども、用水供給事業におきましても、我々水道事業と同じように3年から5年の間で見直すということになっておりますので、その期間で企業局のほうでも算定しております。その算定した結果について、我々末端給水事業者にも報告するということになっておりますので、このタイミングにおきましては、値上げ

につながるようなことのないように引き続き求めていくということで考えております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。

これで伊藤悦子議員の質問を終わります。

次に、4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

日本共産党北島 登です。質問通告に沿って、一般質問を行います。

まず、入札についてです。

最近、近隣の自治体で官製談合が発覚するということがありました。県南水道においては、過去には談合という問題はなかったと思います。そして、これからもないと信じておりますので。しかし、この入札に関する規程を見ますと、まだ不十分さが見受けられるわけです。そこで、お聞きします。

まず、2020年度の平均落札率及び最も高い率、最も低い率はどうだったのか。

それから次に、予定価格の事前公表制度について、このメリットとデメリット。自治体では、予定価格の事前公表制を取っている自治体が多いようですが、国及び国の関連機関では、事前公表制は取っていないところがほとんどです。それぞれのメリット、デメリットあるんですが、予定価格の事前公表制は、業者同士の談合がよりしやすいというのが大きく一般的に言われていますが、このメリット、デメリット、どのように捉えているか、どのようなメリット、デメリットがあって、どのように捉えているか伺います。

それから、談合防止についてですが、入札に当たって、談合があった場合の調査や審査、これ、会計規程の入札の項目にはちょっと見当たらないんですけれども、どのような談合防止策を取っているのか、お聞きします。

次に、国庫補助制度についてです。

日本共産党の県南水道の構成自治体の議員、そして県議会議員とともに、県の企業局及び水政課と6月29日に交渉してまいりました。そこで、県が直接的に水道事業者に対して補助を拡充できないかということをお求めましたところ、県は、直接は一切やっていると、間接的に支援しているというお答えでした。どんな支援しているのと聞くと、国庫補助金の情報提供と申請手續のお手伝いをやっている。何もしてないと同じですよ。

そこで、国庫補助制度について見ますと、先ほどから、補助率については今日多く話題になっていますが、最も大きい問題は、メニューが少なく、極めて限られた部分しか補助が出ないということです。先ほどの答弁にもあったように、広域化については結構出るようです。基準もそんなに厳しくなくて、利率も、通常なら4分の1のところを3分の1ですとか、そういう状況なんですけど、何しろ、例えば、ちょっと新しい資料が手に入らな

かったのですけれども、これはちょっと長くなるから飛ばします。

そこで、県南水道の国庫補助について年度を遡って見てみますと、建設改良費に対してどれだけ出ているか、それを見ますと、この2016年度から、この議会で先ほど決定されました2020年度までの分でいきますと、最低で建設改良費に対して0.48%、最高でも3.1%、つまり建設改良費、更新工事だとかそういったもののほとんどは国庫からの補助が出ないという制度になっているということがよく分かりました。このところを何とか変えていく、国への働きかけを大いに進めていく必要があるのではないかと思います、どのように捉えているかお伺いします。

そして、あと2021年度の補助対象事業とその補助額、これは先ほどの答弁でありましたので、私への答弁は不要とさせていただきます。

それから次に、企業債についての考え方、現在、企業債の限度額は、給水収益の200%というふうにしています。しかし、この一つだけの基準でいいのだろうか、私、疑問に思いました。企業債増やして、将来世代への負担を送らない、大きな負担させない、公平にするという考え方、これは非常に大事なことだと思います。そして、経営上、一体どのくらいまで負担して返済能力があるのか、そういった考え方も大事だと思います。

そこで、まだ減価償却が済んでいない優良資産、相当額あるはずですがけれども、それに対する比率という考え方をしてはどうか。つまりそういう優良資産は将来世代に物の資産として受け継ぐわけですから、その部分についてのある程度の企業債、借金、それをちょっと返済、将来世代に持ってもらうというような意味で、ある程度考えてみる。もう一つは、償還及び利子負担の限度、これについては金利の変動によって毎年、場合によっては数か月で動くこともあるんだと思いますけれども、この限度も年ごとに確認すべきではないか、予算立案の段階で。そういった視点に立って見ること、お考えあるかどうか伺います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。秋田浩樹事務所長。

<秋田浩樹事務所長 登壇>

○秋田浩樹 事務所長

北島議員の御質問にお答えいたします。

初めに、2020年度の落札率等につきましては、入札を行いました全体の件数は80件で、平均の落札率は92.7%となっております。

また、最も高い落札率は、庁舎及び配水場機械警備業務委託で98.6%、最も低い落札率は量水器修繕請負契約で42.6%となっております。

次に、予定価格の事前公表につきましては、そのメリットとして、情報公開に資すること、入札の公平性、公正が図られることなどが挙げられます。デメリットとして、積算能力が不十分な業者でも予定価格を参考にして入札に臨むことができること、あるいは談合

が一層容易に行われる可能性があることなどが挙げられます。

次に、談合防止策につきましては、当企業団では、予定価格の事前公表を行っておりますが、入札時に全ての業者に対して、内訳書の提出を求める、明確な積算に基づかない入札の防止等の対策を行っております。今後も、構成団体等の入札制度の情報、また企業団の落札率の推移等に十分注意し、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、企業債についてであります。企業債に関わる指標といたしましては、企業債残高対給水収益比率や企業債償還元金対減価償却費比率といったものがございます。これらの指標につきましては、類似団体等と比較いたしますと良好な水準となっておりますが、近年、多額の借入を繰り返していることが要因となって、急激に悪化している状況にあります。これ以上急激な借入は、将来への影響が大きいと考えておりますので、企業債残高対給水収益比率につきましては、健全経営を維持できる水準として上限を200%と設定しております。この上限につきましては、さらに上げていけば当面の料金改定率は抑制することが可能ですが、企業債に過度に依存することにもなりますので、それに伴って増加する償還元金や支払い利息を、水道料金として将来にわたって負担をしていく必要があります。

したがって、老朽化資産と借金を将来世代に対してどれだけ残すか、そして現在利用している世代が水道料金としてどれだけ負担していく必要があるかといった点を慎重に見極めることで、世代間負担の公平性を確保していくことが重要であるとの考えの下に検討を重ねております。以上であります。

○佐藤隆治 議長

答弁が終わりました。4番、北島 登議員。

<4番、北島 登議員 登壇>

○4番（北島 登 議員）

ただいまの答弁で、入札について、予定価格の事前公表によって公平、公正さが図られるという答弁でしたけれども、事前公表しない場合も同様に、公平、公正さはしっかり確保されているのが通例です。特に、公表することによって、より公平、公正さが図れるというのはちょっと理解に苦しむんですが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

それから、談合防止に関して、指名競争入札あるいは一般競争入札の場合、入札参加者について事前の公表をしているのかどうか、これはちょっと規程をざっと見たんですが、あまり分かりにくかったのでお聞きします。

この入札参加者、公表すれば、その各どこの入札参加者全員に働きかけることが容易にできるわけですね。入札参加者が他の入札参加者に働きかけができる。もし公表していなかったら、誰が入札参加するのか当日まで分からない。そうすると、談合のしようがないわけですね。そこら辺はどうなっているのかということをお聞きします。

それから、国庫補助制度の問題については、広域化ということがやっぱり非常に優遇さ

れる補助が出るようです。そして、広域化の先には民営化ということがちらつくんですね。一体いつまで今の体制でやっていけるのか、そういうことに対して、国や県に対してしっかり、先ほど答弁の中にあつた水道協会だとか、他の水道事業者とともに働きかけていくことが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。野友省男次長。

<野友省男次長 登壇>

○野友省男 次長

北島議員の御質問にお答えいたします。

予定価格の事前公表の部分であります。構成市町の入札制度も考慮いたしまして、考えて実行しておりますので、その点は今後も、国の状況も含め、検討するべきところは検討しながら進めてまいりたいと思います。

一般競争の参加者というところですが、一般競争は公告いたしますが、公告内容によって参加者が当然参加してきますので、当然その情報というのは、参加する側は情報は分かっておりませんので、それは大丈夫なんですけれども、一般参加資格として、令和3年、4年の資格者名簿というものはこちらで出しておりますので、全てに確認することをするのであれば分かると思いますけれども、それをするかどうかというのは、ちょっと私どもでは考えつかないので、私のほうから入札に関して御答弁させていただきました。

<「民営化の話」と呼ぶ者あり>

○佐藤隆治 議長

答弁を求めます。藤井信吾企業長。

<藤井信吾企業長 登壇>

○藤井信吾 企業長

ただいまの一般質問でございますけれども、民営化ということにつきましては、全く考えておりません。

○佐藤隆治 議長

以上で答弁が終わりました。

これで北島 登議員の質問を終わります。

以上で、通告された一般質問が全部終わりました。

これで一般質問を終わります。

○佐藤隆治 議長

以上で、今定例会に付議されました日程は全部終了しました。

令和3年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会します。

長時間お疲れさまでした。

午後 5時20分 閉 会

- 会議規則第 97 条の規定によりこの会議録を調製せしめ署名する。

令和 3 年 7 月 16 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 10 番

議員 11 番